

品目別廃棄物処理・リサイクルガイドラインの進捗状況 及び今後講じる措置

平成 1 4 年 7 月 1 8 日

産業構造審議会 廃棄物・リサイクル小委員会

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
1. 紙	<p>1. 古紙利用の促進</p> <p>(1) 目標：「リサイクル60目標」 「古紙リサイクル促進のための行動計画」（平成12年12月策定）に基づき、資源有効利用促進法における特定再利用業種として、古紙利用の一層の拡大を計画的に推進することとし、平成17年度に紙・パルプ製造業における古紙利用率60%の達成を図る。 （平成12年度57.3%）</p> <p>(2) 古紙利用の拡大 各種紙製品分野において古紙利用率の拡大に努める。特に、従来、古紙の利用が少なかった印刷・情報用紙（紙生産に占める比率37%、古紙利用率22%）の分野において古紙利用の拡大に努める。 このため、各企業において古紙再生設備の導入を進める。</p> <p>(3) 再生紙等の利用の拡大 （財）古紙再生促進センターによる普及啓発活動の推進などにより、古紙利用製品（トイレトペーパーなどの衛生紙、ノート、再生コピー用紙等）の購入への国民の意識の普及・啓発を推進する。 また、各企業が実施している再生紙の表示、古紙利用率の表示をさらに進めるとともに、グリーンマーク制度について、古紙再生促進センターにおいて関係者での議論を踏まえつつ、更なる苗木配布事業終了後の普及のあり方を含め、平成13年度中に詳細な検討を行う。</p>	<p>(1) 目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源有効利用促進法の特定再利用業種に製紙業が継続指定され、同法に基づき、現在「リサイクル60目標」を実施中。 （古紙利用率（実績）平成13年度 58.3%） 平成9年9月に作成した「古紙リサイクル促進のための行動計画」を実施。 古紙リサイクル促進のための集中的な普及啓発 新規用途の開発・普及啓発 製紙メーカーに対する働きかけ 大口ユーザーに対する働きかけと体制整備 <p>(2) 古紙の利用の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本製紙連合会において、「平成12年度リサイクル56目標」（平成6年）を策定し、個別企業において古紙利用率の向上対策を実施。その結果、1年前倒して平成11年度に56.3%となり目標達成。 日本製紙連合会古紙部会に対して、平成13年度以降の新たな古紙利用率の自主的目標値の設定のための検討を要請、同連合会では、技術的な検討と古紙リサイクル推進検討会での検討状況を踏まえ、2005年度までに古紙利用率を60%に向上する自主目標を12月に決定。 各企業に対して、再生紙製造設備（DIP設備等）の設置・増強計画等についてアンケート調査を実施。 印刷情報用紙への古紙利用率は平成11年度の21%から平成12年度で、22%まで向上。 <p>(3) 再生紙等の利用の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府公報等による普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> - 暮らしの中のリサイクル展（毎年10月） - 日本テレビ「ご存知ですか」（古紙リサイクルについて）（平成13年10月5日） - 主要新聞突出し～みんなで古紙リサイクル！！～古紙リサイクル週間（10/7～13）～ （財）古紙再生促進センターの事業 <ul style="list-style-type: none"> - グリーンマーク事業の実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンマーク表示商品 16,898銘柄（平成13年度末） ・苗木等配布件数 4,000件（平成13年度で終了） ・児童生徒への啓発は、ペーパーリサイクル講習会を実施して補完。平成13年度22カ所のうちの8カ所） - 古紙利用新規用途開拓委員会の開催。 - 再生紙利用促進のためのパンフレット等の配布。 - リサイクルペーパーフェアの開催（平成13年度3カ所） - 紙リサイクルセミナー、古紙利用新技術セミナーの開催。 - リサイクル対応型紙製商品開発調査の実施 日本製紙連合会の事業 <ul style="list-style-type: none"> 古紙の利用拡大を図るための広報活動等の実施。 <ul style="list-style-type: none"> - インターネット（ホームページ）によるリサイクル関連広報 - 環境・リサイクル関係パンフレットの作成、配布 - 環境講演会の実施（年4回） - 小学校教職者を対象とした環境・リサイクル問題の理解促進のための工場見学会の実施（年4回） 	<ul style="list-style-type: none"> 紙製造業を資源有効利用促進法の特定再利用業種に位置づけ、引き続き古紙利用の促進を図る。 新たな「古紙リサイクル促進のための行動計画」として掲げられた、製紙業界における古紙利用向上の推進 紙利用業界における古紙リサイクルの促進 消費者・一般事業者、自治体等への普及啓発と効率的な回収システムの構築 紙製容器包装のリサイクルと古紙他用途利用の促進 に関し、関係各主体のそれぞれの取組を推進。 資源有効利用促進法に基づき設定された「2005年度古紙利用率目標60%」について、同古紙リサイクル推進検討会で提言された行動計画に基づいて、製紙業界の取組を推進。 引き続き、個別企業における再生紙製造設備の設置等の進捗状況のフォローアップを実施。 新たな「古紙リサイクル促進のための行動計画」を踏まえつつ、引き続き、印刷情報用紙への古紙利用の拡大を推進。 引き続き広報等の活用を通じて啓発を実施。 （財）古紙再生促進センターの事業 <ul style="list-style-type: none"> 関係業界等と連携しつつ、消費者・地方自治体等への普及啓発や情報提供等を行う左記の各事業について、引き続き内容の充実を図りつつ実施。 児童生徒向け講習会を引き続き実施 児童生徒向けビデオを作成し活用する 日本製紙連合会の事業 <ul style="list-style-type: none"> 古紙の利用拡大を図るための左記の広報活動を引き続き実施。

グリーン購入法及び省エネルギー・省資源対策推進会議の申合せ等に基づき、中央省庁における再生紙の使用拡大を図る。また、「古紙リサイクル促進のための行動計画」に基づき、紙利用事業者等における再生紙の利用拡大等を推進する。

(4) 古紙他用途利用の拡大

「古紙リサイクル推進検討会」報告書（平成12年12月）を踏まえ、低級古紙のリサイクルを促進する観点から古紙の他用途利用のための技術開発及び施設整備等を進める。

2. 古紙回収の促進

(1) オフィス古紙の回収の促進

増加しているオフィスから排出される古紙について、回収の促進を図る。

オフィス古紙回収マニュアルの民間企業への普及・啓発（講習会等）を進め、オフィス古紙の回収を促進する。

オフィス古紙の複数企業による効率的な共同回収・リサイクルを民間のリサイクルシステムを活用して構築するなど、オフィス古紙の効率的な回収システムの構築を促進する。

(2) 集団回収等による家庭系古紙の回収の拡大

家庭から排出される古紙についても回収の拡大を図る。

集団回収等について、（財）古紙再生促進センターによる回収方法等の普及・啓発（講習会等）の一層の推進を図る。

3. 紙製容器包装リサイクルの促進

(1) 飲料用紙製容器（紙パック）

「飲料用紙製容器のリサイクル促進のための勉強会」のとりまとめ（平成12年5月）を踏まえ、紙パックに関し、回収促進のための啓発を行い、再生容易な製品の製造及び再生利用のための技術開発を進めるとともに、全国牛乳容器環境協議会において平成13年度中にその回収・リサイクル率向上のためのアクションプログラムを策定し、更なる回収・リサイクル率の向上を目指す。（平成10年度25.1%）

- リサイクル関連の雑誌広告の掲載（年3回）

・機械すき和紙連合会の事業

- 古紙リサイクル週間に、ショッピングセンター等でパネルや古紙利用製品サンプル展示、紙すき体験等の実施（4カ所）
- 小学生、婦人団体等に対する工場見学の実施。
- 古紙製品のPR用リーフレットの作成、配布の実施。
- インターネットによる古紙原料使用家庭紙拡大PR
- 静岡県家庭紙工業組合の統一ブランドトイレットペーパー「シティア」の製造・販売。
- 東京23区ブランド等、各都市との連携による古紙原料トイレットペーパーの普及拡大。

・再生紙の表示に関しては、古紙再生促進センターにおいて、同センターで実施しているグリーンマーク（表示）事業について、最近の環境変化を踏まえ、より広く利用されるための在り方等の検討を実施中。

・中央省庁における再生紙の利用促進及び地方公共団体等に対する再生紙の利用拡大等を要請。

[中央省庁における再生紙の導入率]（平成12年度）

- トイレットペーパー 100%
- コピー用紙 99.8%、 - 封筒 100%

・紙製造業界、紙利用業界と協力し「古紙リサイクル促進の行動計画（平成13年度）」を策定。団体を通じて行動計画の周知と協力を呼びかけた。

(4) 古紙他用途利用の拡大

・民活法の古紙他用途利用施設として、古紙再生ボード製造施設を1件認定（平成13年度）

(1) オフィス古紙の回収の促進

・（財）古紙再生促進センターの事業

- オフィス古紙回収のためのマニュアルの作成配布（平成12年度作成配布数1,600部）
- オフィス古紙全国サミットの開催（平成13年度、東京で実施（12年度も東京で開催））
- 雑誌等古紙分別収集有効利用システムモデル事業の実施（平成13年度インターネット活用モデル1件も含む4カ所で実施（12年度も2カ所で実施））

(2) 集団回収等による家庭系古紙の回収の拡大

・（財）古紙再生促進センターの事業

- 家庭系古紙の適切な分別回収を促進するための「ハート・リサイクル」講習会の開催（平成13年度22カ所（前年度21カ所））
- ・全国製紙原料商工組合連合会の事業
 - 古紙回収促進パンフレットの配布、ホームページによるPR。
 - 全国自治体の古紙回収事業への協力。

(1) 飲料用紙製容器

- ・平成12年度における飲料用紙製容器のリサイクル率は28.8%に向上した。
- ・平成12年5月に導入した識別表示の導入率は、銘柄数で31.4%、生産数で48.5%である。

・機械すき和紙連合会の事業

古紙の利用拡大を図るための左記事業を引き続き実施。

・各企業が実施している再生紙の表示、古紙混入率の表示を引き続き推進。

・グリーン購入法及び省エネルギー・省資源対策推進会議の申合せ等に基づき、中央省庁における再生紙の使用拡大を推進。また、紙利用事業者等における再生紙使用拡大を引き続き推進。

・引き続き、施設の整備等を推進。

・他用途利用技術開発への各種支援の実施。

・（財）古紙再生促進センターの事業

オフィス古紙の効率的なリサイクルシステムの構築と普及のための左記の各事業について、インターネットの活用等内容の充実を図りつつ引き続き実施。

・（財）古紙再生促進センターの事業
引き続き、左記事業を実施。

・全国製紙原料商工組合連合会の事業
引き続き、左記事業を実施。

・回収促進のための啓発、関係各主体に対して今後のリサイクル促進の方向に関する具体的な取組を促すとともに、必要に応じて、関係各者の取組状況のフォローアップ。

紙パックのリサイクル促進を図るため、モデルとなる取組事例の収集・整理、モデルリサイクル事業の実施を行い、この結果を基に自治体向けの分別収集手引書を作成・配布する。

(2) その他紙製容器包装

容器包装リサイクル法により、平成12年度から市町村で分別収集された飲料用紙容器・段ボール以外の紙製容器包装が再商品化されつつあるが、製紙原料以外の用途拡大を図るため、新規用途について技術開発を行い、施設の整備を図るとともに、新規用途品の市場開拓を図る。

紙製容器包装の回収に取り組んでいる市町村及び再商品化事業者に対する実態調査を実施し、その結果や収集・選別のモデル事業の成果等を基に、市町村による分別収集及び再商品化事業者によるリサイクル施設の整備等の促進に向けた情報提供を行う。

「紙製容器包装リサイクル推進協議会」を活用し、紙箱等のリサイクルを推進する。

(3) 表示

その他紙製容器包装が資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、その他紙製容器包装への識別マークの表示を徹底する。

紙パック、段ボール製容器包装についても、自主的取組としての識別表示を推進するとともに、今後の実施状況等を踏まえた上で、必要に応じ、法制化を検討する。

・紙パックリサイクルの情報提供を図るため、ホームページを開設した(平成13年度)

(2) その他紙製容器包装

前年に引き続き、古紙再生ボード、覆土代替材、固形化燃料について、技術開発を実施。

紙製容器包装の分別収集・選別等のモデル事業を実施。
(平成9・11年度 古紙再生促進センター)

紙製容器包装分別収集物実態調査の実施及び自治体へのヒアリングと提言の実施
(平成12・13年度紙製容器包装リサイクル推進協議会)

(3) 表示

その他紙製容器包装を資源有効利用促進法指定表示製品に位置付けるとともに、紙パック、段ボールについては、業界における自主的なガイドラインの作成等、識別表示の取組を推進。

紙パックの表示実施率：58.7%
(平成13年9月末現在・飲料用容器リサイクル協議会調査)
段ボール製容器包装の表示実施率：52.5%
(平成13年9月末現在・日本段ボール工業会調査)

・紙パックリサイクルモデル事業の実施と自治体向け手引書の作成、配布。

・古紙再生ボード及び固形化燃料について引き続き技術開発を支援。

・市町村及び再商品化事業者に対する実態調査を実施し、紙製容器包装の効率的なリサイクル促進のための情報提供を行う。

・本協議会の活動を引き続き推進。

・引き続き、紙パック、段ボールについて、自主的ガイドラインに等に基づく識別表示の状況調査等取組を推進。

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
2. ガラスびん	<p>1. リサイクルの推進</p> <p>(1) ガラスびんにおけるカレット利用率の向上</p> <p>目標 資源有効利用促進法における特定再利用業種として、ガラスびんにおけるカレット利用率の向上を計画的に推進し、カレット利用率について平成13年度に65%との目標を達成するとともに、平成17年度に80%との目標達成を目指す。 (平成12年度77.8%)</p> <p>異物除去装置等の導入・普及を図る。</p> <p>リサイクルの推進に資するガラスびんの技術開発を推進する。</p> <p>カレットをほぼ100%用いるエコロジーボトルの利用を推進する。</p> <p>(2) カレットの新規用途の開発、拡大 タイル、人工軽量骨材、道路舗装用骨材等カレットのガラスびん以外での新規用途を開発し、新規用途品の市場開拓及び供給能力の拡大を図る。 公共部門での需要拡大のための検討を行う。</p> <p>(3) カレットの品質向上 自治体に対し、ガラスびん（カレット）の分別の品質の向上を図るよう要請する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カレット利用率（実績） 平成13年度 82.0% (平成12年度 77.8%) (平成11年度 78.6%) (平成10年度 73.9%) (平成9年度 67.4%) ・日本ガラスびん協会技術委員会、ガラスびんリサイクル促進協議会で検討を行い、平成17年度までにカレット利用率80%達成とする新たな目標を設定。本目標設定にしたがって、資源有効利用促進法の省令（判断基準）を改正（平成14年3月29日告示）。 ・税制優遇措置、政策投資銀行等低利融資制度等を活用しつつ、関連設備の導入を図っている。 ・結晶化ガラスの自動選別システムの技術開発を実施（平成8年度及び9年度実施）。 ・再資源化に適した着色ガラスびんの製造技術の研究開発を実施。 ・カレット利用率の向上を図るため、日本ガラスびん協会では、業界統一カレット受入品質規格を改訂（平成14年10月移行）。平成13年度は暫定規格を適用し、品質データの集積を行った。 ・市中カレット（主に緑、青色のカレット）を100%使用した「エコロジーボトル」を開発（平成3年度）、各社でPRを実施し需要拡大を図っている（平成13年出荷実績 約8500万本（前年比+8.5%））。 ・新規用途開発として道路用骨材への適用性に関する評価。（平成7年度～） ・新規用途開発として超軽量多孔質土木材に関する技術開発の成果普及（平成8年度及び9年度実施） ・民活法の支援対象に、ガラスびんリサイクル施設を追加。 ・自治体の道路工事等へのカレット粒状化製品利用を可能にするための移動式カレット粒状化設備の技術開発の成果普及。（平成8年度及び9年度実施） ・ガラスカレットの需要拡大に資する技術開発を実施。（新規技術開発予算・平成10年度～12年度） ・ガラス入りアスファルト舗装の再生合材による試験舗装（平成12年度） ・建設省「公共事業における試験施工のための他産業再生資材試験評価マニュアル案（平成11年）」の普及。 ・ガラスびんリサイクル促進協議会において、国の委託事業（ガラスカレット地域別需給動向把握システムの開発）として、カレットの需要動向把握システムの開発を行っている。（平成13～14年度） ・地方自治体を対象に回収システム、回収方法についてのアドバイスや普及・啓発活動を継続するとともに（昭和59年度～）、終了した事業の成果を全国の地方自治体等にパンフレット等で周知することにより、ガラスびんの分別収集に対する意識の向上を図る。（平成8年度～） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス容器製造業を資源有効利用促進法の特定再利用業種に位置づけ、引き続きガラスびんにおけるカレット利用率の向上を計画的に推進。 ・引き続き導入促進を図る。 ・市場テストの実施等、商品化に向けての取組みを更に強化する。 ・左記事業を引き続き実施。 ・引き続きPRを実施するとともに、導入品種を増やし需要拡大を図る。 ・各地の展示会、自治体向けのデモンストレーションを通じ、技術開発の成果をPRするなど更なる需要拡大を図る。 ・左記事業を引き続き実施。 ・左記事業を引き続き実施。

消費者に対し、ガラスびん（カレット）の分別の品質の向上のための協力を呼びかける。

2. リデュース、リユースの推進
軽量びんの開発、普及を図る。

リターナブルびんの利用促進のため、統一規格びんの普及方を検討するとともに、リユース（リターナブル）を考慮したリサイクル目標を検討する。

- ・ 地方自治体が分別収集したガラスびんの品質について異物混入状況等に応じたランク付けを行うことにより、ガラスびんの品質向上に向けての努力を促した。その際、具体的な品質基準を示したパンフレットを配布し意識を高める。平成9年度～)
- ・ 厚生省「ガラスびん分別収集の手引き（平成12年3月）」の各自治体への配布により分別収集における品質向上を図る。
- ・ 分別収集された空きびんに異物混入が多い市町村に対し、関係団体において品質調査を行い、品質要請を実施。その結果市町村の努力により品質が改善された事例も見られている。

- ・ ガラスびんリサイクル促進協議会において、国の委託事業（モデルリサイクルシステム事業）として回収の実施、普及広報等のモデル事業を実施。分別収集における効果的な住民へのPR方法、収集方法等の成果の普及を図った。
平成8年度 東海、関西地区
平成7年度 関東地方
平成6年度 埼玉県内及び千葉県内

- ・ 飲料メーカー主導により、各びんメーカーで軽量びんの開発、普及を実施。ビールびん、牛乳びん等において、従来に比べ21～25%の軽量化を実現。
- ・ 税制優遇措置、政策投資銀行等低利融資制度等を活用しつつ、洗びん・検びん、洗函装置の導入を図っている。

- ・ 飲料メーカー及びびんメーカーの協力により再利用促進の表示として「R」マークを導入するとともに統一規格びんの採用を実施。（平成4年度開始）（平成13年出荷実績 約1100万本（前年比+3.1%））
- ・ リターナブルびんの利用促進を図るために必要な、問題点の把握、検討、解決策の提案を実施。（平成7年度開始）業界団体においてリターナブルびんの現状分析、減少要因の分析（ライフスタイルの変化による影響、流通の変革による影響、商品別の要因）を実施。

・ 左記事業を引き続き実施。

・ 左記事業を引き続き実施。

・ 左記事業を引き続き実施。

・ 引き続きPRを実施するとともに、自治体への要請を通じ消費者の分別の品質向上を図る。

・ 左記事業を引き続き実施。

・ 引き続き導入促進を図る。

・ 左記事業を引き続き実施。

・ リターナブルびんの存在意識の明確化及び環境面での優位性を明確化し、ライフスタイルの変化に対応したシステムの検討を行う。

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置														
<p>3. スチール缶</p>	<p>・リサイクル・リデュースの推進</p> <p>1. 目標値 目標：スチール缶リサイクル率85%以上 （平成12年84.2%）</p> <p>なお、適正なりサイクル率を設定するため、諸統計類の整備を含めた国によるリサイクル率算出方法について標準化を行うことを視野にいれつつ検討を進める。</p> <p>2. リデュース・リサイクル対策の推進 資源を合理的・効率的に利用するという観点から、総合的なリサイクルを推進するとともに、一層の薄肉化・軽量化を促進する。</p> <p>3. 製鋼原料としての用途拡大 全国80箇所以上に点在する高炉メーカー・電炉メーカー・鋳物メーカーにおいてあらゆる鉄鋼製品の原料として活用できるという特徴を活かし、今まで以上に広範囲な用途への適用を行うべく検討を進める。</p> <p>4. 容器包装リサイクル法と連携したリサイクル対策の推進 容器包装リサイクル法に関して、分別基準及び保管施設の設置の基準を満たす鋼製の容器包装について、その円滑な取引及びリサイクルを確保していくために、スチール缶リサイクル協会にて次のような対応を行う。</p> <p>(1) 「一般的自律的に有償で取引される状況にある」ことの裏付けとなる事実関係を継続的に把握する。</p> <p>(2) 本システムが更に有効に機能するために、市町村による分別収集の拡大に向けたコンサルティング及び啓発活動の支援事業をボランティアに継続する。 啓発活動の内容 ・リサイクルフェア開催時の協賛、ホスター、パネル、パンフレット類の提供 ・リサイクルセンター展示品の提供 ・ビデオ、CD-ROMの提供</p> <p>(3) いわゆる逆有償の状況についての可能性を有する状況に係る報告があった場合には、業界として次の各段階において適切な措置を講ずる。 ・第1段階：逆有償の状況の可能性を有する上記に係る原因の究明、当該状況改善のための市町村に対する助言 ・第2段階：自治体に対し有償又は無償で引き取る事業者又は受入れ鉄鋼メーカーに関する情報提供 ・第3段階：最終的に上記各段階における措置が功を奏さない場合であって、自治体側が逆有償の状況解消の意思を表しているときは、容器素材メーカー又は同メーカーにより処理を委託された者による無償による引き取りを用意</p> <p>なお、上記対応については、一般缶等他の鋼製の容器包装関係団体とも連携を密に保っていく。</p> <p>・今後の事業活動について 容器包装リサイクル法と連携して、スチール缶リサイクル協会の推進してきた「消費者による分別排出 自治体による分別収集 鉄鋼メーカーによる再利用」という三位一体となった社会システム構築のため、再資源化対策、美化・散乱対策、普及啓発対策を3本柱に更に活動を強化推進していく。</p>	<p>・リサイクル率（実績）</p> <table border="1" data-bbox="1662 252 2107 472"> <tr> <td>平成13年</td> <td>85.2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>82.9% <新定義></td> </tr> <tr> <td>平成12年</td> <td>84.2%</td> </tr> <tr> <td>平成11年</td> <td>82.9%</td> </tr> <tr> <td>平成10年</td> <td>82.5%</td> </tr> <tr> <td>平成9年</td> <td>79.6%</td> </tr> <tr> <td>平成8年</td> <td>77.3%</td> </tr> </table> <p>（注）平成13年の新定義によるリサイクル率は、ペットフード缶の輸出入量等を勘案した新しいリサイクル率により算定した値</p> <p>・リサイクルルートに関する調査を実施</p> <p>・省資源化の観点から、素材の薄肉化及び軽量化を図り、過去10年間で素材の厚みを約20%削減</p> <p>・高炉メーカーでの20万t以上引き取りを目指し体制の整備を行ってきた結果、平成11年は20.8万t、平成12年は25.5万tと目標の引取量を達成したため、受入体制の整備は完了</p> <p>・平成8年より毎年1～2月にスチール缶の分別収集、資源化処理、売却等に関するアンケート調査を実施し、結果を年次レポートに掲載し、データベースとして構築</p> <p>・市町村の分別収集促進のためのリサイクル施設設置支援事業を実施（平成11年度12箇所、平成10年度15箇所、平成9年度11箇所、平成8年度23箇所、平成7年度20箇所）</p> <p>・自治体等からの問合せに対する対応窓口として、スチール缶リサイクル相談室を設置（平成3年度に開設）</p> <p>・逆有償について、平成12年度の実績はない。</p>	平成13年	85.2%		82.9% <新定義>	平成12年	84.2%	平成11年	82.9%	平成10年	82.5%	平成9年	79.6%	平成8年	77.3%	<p>・今後も引き続き、リサイクル率85%以上の達成に向けた諸事業を推進</p> <p>・資源循環指標調査検討委員会で方向性が出された回収・再資源化率に基づいたリサイクル率の算出</p> <p>・更なる素材の厚み削減、缶の軽量化に向けた技術確立を推進</p> <p>・左記の取組みを引き続き実施</p> <p>・自治体へのコンサルティング及び啓発活動の支援事業を継続</p> <p>・左記の取組みを引き続き実施</p> <p>・分別基準適合物の引き取り状況についての情報入手に努め、状況に応じた適切な措置を実施</p>
平成13年	85.2%																
	82.9% <新定義>																
平成12年	84.2%																
平成11年	82.9%																
平成10年	82.5%																
平成9年	79.6%																
平成8年	77.3%																

1. 再資源化対策

- (1) 自治体の分別収集促進のためのコンサルティング及び啓発活動の実施継続
- (2) 事業系リサイクル対策の拡大
 - ・自治体との協同作業の研究会による事業系の資源化システム作りの研究の実施

- (3) リサイクルシンポジウムへの支援
 - ・年2回実施
- (4) リサイクルマニュアルの改定
 - ・分別収集の拡大に向け、その方法と対策について整理
- (5) スチール缶リサイクル相談室でのコンサルティングの継続

2. 美化・散乱対策

「市街地におけるあき缶散乱防止対策調査」の結果等を踏まえ、以下の取組を実施する。

- (1) 環境教育シンポジウム等の開催
 - ・美化リーダーの養成等を目的に実施

- (2) 美化ボランティア団体への支援活動
- (3) 合同美化キャンペーン等啓蒙活動の実施
 - ・全国の観光地におけるポイ捨て防止キャンペーン等を実施

3. 普及啓発対策

- (1) 消費者、事業者、行政関係者への普及啓発の充実
 - ・新聞、雑誌等での普及啓発の実施
 - ・環境教育ビデオ及びCD-ROMの配布
 - ・資源化見学会の実施
 - ・自治体主催のリサイクルフェア等への協力、パンフレット等資料の提供
- (2) マスコミ関係者への理解活動の継続
- (3) アニュアルレポートの作成
 - ・協会活動内容、スチール缶リサイクルの現状等の情報提供

- ・スチール缶リサイクル相談室におけるコンサルティング実施

- ・自治体との共同作業による事業系資源化システム作りの実施（平成10年度京都市、平成9年度藤沢市・熊本市、平成8年度大宮市・岐阜市、平成7年度船橋市・川口市、平成6年度北九州市・千葉市）。平成10年度までに9都市で調査を行い、平成11年度はそれをもとにレビューを実施した結果、事業系資源化システム作りは着実に進捗していることを確認した。

- ・シンポジウム及び研究会等自治体清掃担当者との会合を実施

- ・分別収集の拡大に向け、分別収集と資源化設備について、技術的な解説と設置計画の手順をまとめたマニュアルを作成し、全国自治体へ配付

- ・市街地の美化に関する美化研究会を設置（平成9年）し、地域住民を主体とした美化活動の組織を行政の協力を得ながら構築する美化システムを検討。また、美化システム作りに関するマニュアルを作成し、全国自治体、ボランティア団体等へ配布
- ・市街地の美化に関する先進事例を紹介する全国まち美化シンポジウムを開催（年1回美化活動に熱心な都市で開催）。
- ・美化ボランティア団体の連携、情報交換の場として全国まち美化連絡会議を設置
- ・観光地におけるごみの散乱防止に関する合同美化キャンペーン等を実施

- ・新聞広告、インターネット等を通じた啓発活動、ビデオ/パンフレット類の配布、リサイクルフェアへの協力、資源化施設見学会等を実施し、一般消費者、教師、生徒にスチール缶リサイクルの啓発活動を行う。

- ・マスコミ関係者との懇談及びリサイクル率等発表の実施。
- ・スチール缶リサイクルの現状、協会の活動等の情報提供を目的とした年次レポートを毎年7月頃に発行し、全国自治体へ配付

- ・左記の取組を引き続き実施

- ・家庭系、事業系の統合的なリサイクル推進に向けた研究会を実施。

- ・左記の取組を引き続き実施

- ・左記の取組を引き続き実施

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
4. アルミ缶等	<p>1. 再生利用の推進</p> <p>(1) 目標 アルミ缶における再生資源の利用率を平成14年度に80%に引き上げる。（平成12年度80.6%） なお、適正なリサイクル率を設定するため、諸統計類の整備を含めた国によるリサイクル率算出方法について標準化をも視野にいたした検討を行う。また、この検討の進捗をも踏まえつつ、平成14年度以降の新たな数値目標を平成13年度中までに設定する。</p> <p>(2) リデュース・再利用対策 効率的な再資源化のためには他の廃棄物の混入なしに多量に収集・回収することが必要なため回収ルートを整備等を引き続き推進する。 回収ルート整備・充実 イ) 自治体の分別収集推進への協力 ロ) 自治体の分別収集を補完するため、集団回収や学校回収に対する支援を推進するほか、回収拠点の拡大を図る ハ) 事業系回収への協力 ニ) モデル事業の実施・検証 ホ) リサイクルシステム構築に係るコンサルティング ヘ) アルミ缶の回収・リサイクルシステムについて昨年度までの調査結果の広報に努める。</p> <p>薄肉化・軽量化の促進 資源を合理的に使用すると観点から薄肉化・軽量化を促進する。</p> <p>広報・啓発活動の促進（散乱対策を含む） イ) 講習会等の開催 ロ) ポスター・パンフレットの作成等 ハ) 環境教育ビデオ「生まれかわる資源ゴミ」の貸出し等 ニ) 優秀な団体、個人及び学校を表彰</p> <p>2. 缶から缶(CAN TO CAN)再生利用の推進 回収量の増加によるリサイクルの停滞等行き先のない事態を回避するため、缶から缶(CAN TO CAN)再生利用を推進する。 目標：缶材への使用割合を平成14年度に80%へ引き上げる。（平成12年度74.5%）</p>	<p>1. 再資源化の推進</p> <p>(1) 目標 ・リサイクル率の実績 平成13年度 82.8% （平成12年度 80.6%） （平成11年度 78.5%） ・平成10,11年度に続き、リサイクル率導出にあたって第三者評価の導入。</p> <p>(2) リデュース・リサイクル対策</p> <p>回収ルート整備・充実 イ)自治体向けパンフレットを製作して全国自治体へ配布。また、ビデオの貸出しなどの実施 ロ)集団回収（学校回収を含む）に対して、回収業者との仲介などの支援。 回収拠点の拡充（回収業者は増加、ス・ハ[°]-等が減） 平成14年3月末 1,996拠点 （平成13年3月末 2,018拠点） （平成12年3月末 2,057拠点） ハ)事業者による回収拠点に回収袋の提供などの協力を実施。 ニ)事業系回収の調査とシステムの調査を実施。 ホ)市民団体や事業者等からの問い合わせに随時対応。 ヘ)自治体におけるアルミ缶リサイクル費用の調査を行った。</p> <p>薄肉化・軽量化の推進 省資源の観点から、素材の薄肉化及び軽量化を図り、過去10年間で素材重量を約7%削減</p> <p>広報・啓発活動の推進（散乱対策を含む） イ)リサイクル推進月間（毎年10月）に各種イベントを実施（アミキャラバン（PR隊）を編成し、東京ではOTAふれあいフェスタに参画するとともに地方都市において、リサイクルPR用アルミ缶の配布等の啓蒙活動を実施。また、リサイクル施設見学・研究会の実施） ロ)（社）日本アルミニウム協会及びアルミ缶リサイクル協会はパンフレットの作成・配布等普及啓発事業を実施。 ハ)環境教育ビデオ「生まれ変わる資源ごみ」の貸出し等を実施。 ニ)表彰 アルミ缶回収協力者表彰（昭和53年開始、平成11年度71件）、アルミ缶回収優秀校小・中学校表彰（平成5年度開始、平成12年度56校）</p> <p>2. 缶から缶(CAN TO CAN)リサイクルの推進 ・アルミニウムのリサイクルにおいてProduct to Productを目指した「非鉄金属系素材リサイクル促進技術開発」を実施。（平成5～平成14年度） ・CAN TO CAN率（実績） 平成13年度 67.8% （平成13年度低下理由：缶以外の自動車向需要などが増加） （平成12年度 74.5%） （平成11年度 75.8%）</p>	<p>(1)目標 ・更なるリサイクル率の向上に向け、事業系回収及び自治体回収の実態調査などの各種事業の推進。新たな数値目標について引き続き検討を行う。 ・今後とも引き続き実施。</p> <p>(2) リデュース・リサイクル対策</p> <p>回収ルート整備・充実 イ)平成12年度に製作した自治体向け冊子を活用し、自治体分別回収の更なる拡充の要請等を実施。また、分別収集実施自治体の回収量向上のための調査・広報の実施。 ロ)今後とも引き続き実施。 ハ)今後とも引き続き実施。 ニ)事業系回収のモデルシステムの調査を継続するとともに、マニュアル作成し広報の実施。 ホ)今後とも引き続き実施。 ヘ)平成12年度の調査結果を踏まえて更に詳細な調査を実施。</p> <p>薄肉化・軽量化の推進 今後とも引き続き実施。</p> <p>広報・啓発活動の推進（散乱対策を含む） イ)今後とも引き続き実施。 ロ)今後とも引き続き実施。 ハ)学校向け広報の強化により貸出し等を拡充。 ニ)今後とも引き続き実施</p> <p>2. 缶から缶(CAN TO CAN)リサイクルの推進 ・循環型社会の構築に向けたリサイクル技術等の今後の取組方（戦略）についての検討を実施。 ・平成14年度のCAN TO CAN率80%達成に向け、アルミ缶スクラップからアルミ缶を製造までの一貫リサイクル化等の各種事業の推進。</p>

3. アルミ製容器包装の引き取り

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に関して、分別基準及び保管施設の設置の基準を満たすアルミ製の容器包装について、その確実かつ円滑な引き取り体制の整備を図る観点等から、アルミ缶リサイクル協会は、関係業界と連携し、有償又は無償で引き取る。また、更なる回収の改善を図るため、回収率の低い事業系の分野を中心に回収率の向上のための検討を行う。

4. アルミ缶以外のアルミ製容器包装のリサイクル

アルミ缶以外の容器包装リサイクル法の対象となるアルミキャップやアルミチューブ等についてもリサイクルを促進する。

3. アルミ製容器包装の引き取り

回収の改善を図るため、事業系回収の実態調査の実施

4. アルミ缶以外のアルミ製容器包装のリサイクル

アルミキャップやアルミチューブなどの複合度の高いアルミ製品に適合した分別回収技術の開発を開始。

3. アルミ製容器包装の引き取り

・左記調査結果を踏まえて、引き続き取り組みを実施。

4. アルミ缶以外のアルミ製容器包装のリサイクル

・左記取り組みを引き続き推進。
・自治体回収の実態調査の結果を踏まえて、回収方法の検討。

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
5. プラスチック	<p>1. リサイクルの促進 原材料としての利用が可能なプラスチック廃棄物については再商品化技術の開発、広報活動等、以下のような対策を講じ、再資源化の推進を図る。</p> <p>(1) 飲料用（酒類を含む）・しょうゆ用ペットボトル 目標：自治体の分別収集が計画的に進むことを前提に、平成16年度までにリサイクル率50%（平成11年度22.8%）再商品化施設の整備を推進する。</p> <p>再生ペットの新規用途開発を推進する。</p> <p>自治体の分別回収を支援するため、技術情報を提供するなど市町村の分別による回収率の向上を図る。</p> <p>ペットボトルについて、リサイクル容易なボトルの製造（ボトル本体の単一素材化、着色ボトルの廃止等）を促進する。 ボトル to ボトルのリサイクルに向けたモノマー化リサイクルの実用化を促進する。</p> <p>産業廃棄物として排出されるペットボトルも含めて、リサイクル関連統計に必要な数値データの収集が可能となる体制整備を検討する。</p> <p>(2) 発泡スチロール製魚箱及び同家電製品梱包材 目標：平成17年までにリサイクル率40%（平成12年34.9%）</p> <p>主要市場への溶融固化設備の導入を促進する（魚箱）。</p> <p>リサイクル拠点（エプシープラザ）を拡充・強化する。</p> <p>回収システムの拡充を図る。</p> <p>再生品の用途拡大を図る。</p> <p>(3) 発泡スチロール製流通用トレイ 高性能減容機を普及促進する。</p> <p>再生品の用途拡大を図るため、普及・啓発を図る。</p> <p>トレイ to トレイ等マテリアルリサイクル推進のため、マテリアルリサイクルに適した「白色発泡スチロールトレイ」の円滑な供給の確保を目的として、スーパー・量販店等を通じた自主的な回収活動に対する支援策等を検討するとともに、消費者等に対して需要喚起</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年度のリサイクル率（回収率）は34.5%。 指定法人の市町村からの平成14年度引取契約量169千トンに対し、平成14年度のペットボトル再商品化リサイクル施設の能力（再商品化見込み量）は247千トンと十分整備された。 PET樹脂リサイクル推奨マークの認定商品数が385になった。（平成12年度279） 平成12年度末PETボトル分別収集自治体数2,340となった。（平成11年度は1,214） 分別収集の参考資料として「PETボトルリサイクル年次報告書」、「PETボトル分別収集の手引き」、「再利用品カタログ」等を配布した。 「指定PETボトルの自主設計ガイドライン」で着色ボトルを使用しないこととし、殆ど守られた。 ボトルtoボトルを具体的なスケジュールに載せたモノマー化工業化プラント（1社）がスタートした。 平成13年度のデータを調査分析している。 平成12年のマテリアルリサイクル率は34.9%（サーマルリサイクルを含め58%） 目標（2000年（平成12年）のリサイクル率を35%とする）をほぼ達成。 平成13年のリサイクル率は37.8%（サーマルリサイクルを含め60.1%） 平成12年末84件 平成13年末88件 平成12年末142ヶ所 平成13年末148ヶ所 従来の加熱減溶システムに加え、溶剤減溶システムの技術レベルの評価。 再生品の用途拡大を図るため、海洋土木向け用途の試験に着手。 厚生省「プラスチック製容器包装分別収集の手引き（平成12年3月）」において、先進の自治体における高性能減容機の使用状況を紹介する等、その普及に努めた。 再生品の用途拡大のため、グリーン購入法の特定調達品目に発泡スチロール製トレイ再生品を含めるべく作業部会において検討中。 容器包装リサイクル法の対象として平成12年度に分別回収された、白色の発泡スチロール製トレイの再商品化（入札）について、マテリアルリサイクルを最優先として取り扱うこととした。 	<ul style="list-style-type: none"> 目標を達成するために各種取り組みを行っていく。 リサイクル推奨マークの一層の普及とグリーン購入法の対象品として働きかける。 引き続き推進を図っていく。 若干残る着色ボトルの改善状況をフォローする。 実用化に向けて安全性評価を行う。 引き続き公表に向け調査分析を行う。 2005（平成17年度）年に向けてのビジョンを策定。リサイクル目標数値を40%と設定し、引き続き左記事業を推進していく。 引き続き左記事業を推進していく。 リサイクル拠点を引き続き拡充・強化する。 今後は継続して調査を行い、回収システムとしての信頼性について動向把握する。 建材・土木向け用途の実用施工の推進 今後とも高性能減容機の普及促進を図る。 グリーン購入法の対象となる公的機関以外についても、再生品の用途拡大のための普及・啓発を図る。 今後とも、白色の発泡スチロール製トレイについては、マテリアルリサイクルを最優先とする。

のための啓発に努める。

消費者や自治体に対する広報、啓発活動を行い、マテリアルリサイクルに適している「白色の発泡スチロール製食品用トレイ」の分別排出・収集の促進に努める。

(4) 塩化ビニール

農業用塩化ビニルフィルムについては、再生樹脂の用途拡大を図るとともに、拠点整備のためのシステムを構築していく。これらの取組により、平成13年以降においても、引き続き60%のリサイクル率目標の達成を目指す。(平成11年51%)

塩ビ製の管・継手については、経済性を見極めつつ、平成17年度までにマテリアルリサイクル率の目標値80%を達成するため、中間受入場を全国各県に設置するとともに、塩化ビニル管・継手協会会員メーカーによる再生管の販売などを実施する。

塩ビ工業・環境協会によるリサイクルに関する普及・啓発を図る。

2. ケミカルリサイクル等の推進

原料としてのリサイクルの可能性を拡大し、再商品化手法の多様化を図るため、プラスチック原料化、油化、ガス化、高炉還元、コークス炉原料化を引き続き推進する。

・平成12年度からの、プラスチック製容器包装についての容器包装リサイクル法への追加に伴い、市町村が率先的に白色の発泡スチロール製トレイを一般のプラスチック製容器包装と分別して収集することが可能となった。(財)日本容器包装リサイクル協会の白色発泡スチロール製トレイの引取実績は、平成13年度987トン(平成12年657トン)。

・使用済み農ビの新処理技術開発、調査研究。
高炉原料化プロジェクト
新たな技術的な問題解決のための実証テスト終了。
ガス化プロジェクト
高濃度塩ビ含有プラスチックからの合成ガス及び塩酸製造に関し可能であることが実証された。

・リサイクル製品の用途で車止めに続き歩車道分離用車止め、中央分離帯ブロックを製品化した。又電線シース用コンパウンドを開発中。農道林道法面への防草工法によるリサイクルシートのテスト実施中。
・回収が進んでいない北海道、東北地区において積極的に働きかけた事より両地区においてリサイクル意識が高まった。又リサイクル設備のなかった中部地区に2民間業者がフラフ用の拠点を新設。

使用済み硬質塩ビ管・継手のリサイクルを促進するため、以下のことを実施した。
・リサイクル協会社を15社18拠点から16社21拠点に増強した。また、中間受入場も全国に32拠点設置し、その結果沖縄県を除く全都道府県に最低1カ所の受入拠点が出来た。
・リサイクル協会社3社に、受入対象製品及び量の拡大のために、粉碎機の設備支援を実施した。これで、設備支援は累計12社となった
・平成13年9月に再生管の協会規格としては3番目の「下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管(RS-VU)」AS62を制定した。

・各種リサイクルに関するパンフレットを作成や地方自治体各種団体、ユーザー等関係先に説明会を開催、その他セミナーシンポジウム等の開催や各種展示会への展示を行ってきた。

・廃プラスチック熱分解油(ボイラ用)の標準情報(TR)を作成した。
・新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の委託を受け、化学会社、環境設備会社、(社)プラスチック処理促進協会が共同で廃プラスチックのガス化化学原料化技術の開発を終了。(平成10~12年度)
・新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の助成を

・平成14年度における市町村の白色発泡スチロール製トレイ分別収集量も引き続き増加することが見込まれている。

・従来より高品質が要求される分野への展開を図る為、使用済み農ビの再生原料の品質向上の技術開発等の新処理技術開発、調査研究を継続して実施する。

・再生用途開発の為の共同研究を継続して実施する(歩車道分離用車止め、中央分離帯ブロック、電線シース用コンパウンド開発、農林道法面へのシート)
・リサイクルの遅れている農ビの消費量が大きい地区を重点地区として選定し回収システムの構築を図る。

・リサイクル製品(再生管3品種)の普及活動として次の活動を実施する。
グリーン購入法特定調達品目への応募
官庁、自治体、団体等の標準仕様、特記仕様への記載を要請する。
全国のユーザーへのPRを実施する。
・リサイクル材持ち込みの働きかけを行う。
自治体、ゼネコン、住宅メーカー、中間処理会社、管工事会社等へのリサイクルシステムのPR。
・再生技術開発を推進する。
使用済み塩ビ管・継手がリサイクルしやすいように、従来紙や他材質を使用していたラベルを硬質塩化ビニルラベルへ切り替えることを検討する。

・引き続きリサイクルに関する、啓発、普及を図っていく。

・JIS化の検討を引き続き行う。

3. エネルギー回収利用の推進

原材料としてリサイクルすることが困難な場合等について、エネルギーとしての回収利用を図る。

(1) 廃プラスチックを原料とする燃料（廃プラ固形燃料等）を用いたエネルギー回収利用の普及を図るため、公的支援を受けつつ廃プラ固形燃料等を利用する施設や設備の導入に努めるとともに、情報提供等を通じた多面的な協力をを行う。

(2) 廃プラスチック燃料化等、エネルギー回収利用に係る国内外の現状調査を行い、LCA的評価を行う。

4. プラスチック廃棄物の減量化

(1) 新たな包装材料の開発、加工技術の開発等により包装材料削減を推進する。

(2) 容器包装リサイクル法と連携して適切に対応するようにプラスチッ

受け、製鉄会社、塩ビ工業・環境協会、(社)プラスチック処理促進協会が共同で廃塩化ビニルの高炉原料化実証事業を終了。(平成10～12年度)引き続き研究開発を継続し、所期の目的を達成の上研究を完了した(平成13年度)

・化学会社、塩ビ工業・環境協会、(社)プラスチック処理促進協会が共同で塩化ビニルを多量に含有する廃プラスチックをセメント原燃料として利用する技術開発を終了。(平成10～12年度)

・(社)プラスチック処理促進協会において、循環型社会構築に向け、家電リサイクル法等の再商品化技術拡大を目指し、臭素系難燃剤含有使用済みプラスチックのケミカルリサイクル技術に関する調査を開始した。平成13年度はスタートの年としてラボスケールでのガス化基礎実験を行った。

・(社)プラスチック処理促進協会において、展示会の開催、各種広報資料作成等により、ケミカルを含むプラスチックリサイクル技術全般に関する広報活動を継続している。特に広報媒体としてのインターネットの利用を重視し、協会ホームページの充実を図った。また、容り法の円滑運用支援の為、仕組み・再商品化技術及び自治体、住民の活動について新作ビデオを作成した。

・(社)プラスチック処理促進協会において、サーマルリサイクル技術に関するデータベースを作成する為、焼却発電・RDF等サーマルリサイクル分野を中心に訪問調査(約10ヶ所)を実施し、データベースを作成した。(平成13年度)

・一廃系廃プラスチックの燃焼試験を流動床式ガス化熔融炉で実施し、塩素系樹脂濃度が通常の2倍まで増加しても、有害物質の排出基準をクリア出来る事を確認した。

・(社)プラスチック処理促進協会において、プラスチックの生産・廃棄・再資源化・処理処分状況等、廃プラ対策に必要な各種調査を実施し、エネルギー回収も含めた全体像(フロー図)を公表してきた。

・新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)において、廃プラスチックをスラリー化し、燃料等を製造する技術の開発を行った。(平成7年度～平成11年度)

・容り法のその他プラスチックのストックポイント以降の輸送再商品化コストについて最小化を算出するシミュレーション法を開発した。

・信頼性のあるLCIデータを提供する為、プラスチック業界として検討を行い、平成11年7月に汎用7樹脂について業界代表値を公表した(平成7年～11年)

・汎用樹脂の代表的な樹脂加工品のLCIデータを収集し、公表した。(平成12年)

・廃プラスチックの処理・処分のLCIデータを収集し公表した(平成13年)。

・産業構造審議会第17回容器包装リサイクル小委員会の参考資料のアンケート結果によると、回答者の半数以上が容器包装の使用削減に資する取り組みを実施又は検討中となっており、取り組み状況の上位は、容器包装等の軽量化、1商品の容器包装アイテム数の削減、簡易包装の実施となっている。

・指定法人による基準作成の支援。

・(社)プラスチック処理促進協会では、中国経済産業局の委託を受け、臭素系難燃剤含有の使用済み電気・電子機器及び自動車シュレッダーダストのガス化実証実験を行い、実用レベルの技術に見通しをつける。

・(社)プラスチック処理促進協会において、循環型社会形成の担い手である小中学生の問い合わせ増加に対応し、広報媒体についても分かり易く且つ教育的な内容への改善を継続する。

・継続調査しデータベース化を完了する。

・継続して調査を行う。

・調査・結果の公表を継続する。

・継続して調査を行い、LCA的評価を公表していく。

・引き続き左記活動を推進していく。

ク容器包装リサイクル推進協議会が広報・普及等の推進を図る。

(3) 「その他プラスチック製容器包装」(ペットボトル以外のプラスチック製容器包装)が資源有効利用促進法指定表示製品に指定されたことを踏まえ、その他プラスチック製容器包装への識別マークの表示を徹底するとともに、材質表示を促す。

(4) 化粧品・洗剤等の詰め替え製品の推進など、製造事業者による容器包装の使用量の削減を引き続き推進する。

5. 組立加工製品製造業との連携

プラスチックのマテリアルリサイクル等を広範に実施するため組立加工製品製造業、プラスチック成型加工業、プラスチック素材製造業の連携を促進するための枠組みを構築し、それぞれの加工組立製品ごとのグレード数の削減について検討を促進する。

また、グリーン購入法に位置づけられた品目における再生プラスチック利用の拡大や材質表示の徹底、同種の部材へのマテリアルリサイクルを促進するため、組立加工製品製造業の取組に対する必要な協力を図る。

6. その他

(1) 生分解性プラスチックの開発・利用

環境中(土壌中等)の微生物等によって分解され、自然環境に対する負荷を低減する「生分解性プラスチック」の開発、普及促進とそのための環境整備を図る。特に、農業分野や食品分野における利用促進を図るため、モデル事業を実施するとともに、有機系廃棄物のリサイクルの要請に対応する。

(2) FRPのリサイクル技術の開発

FRP製品をセメント原・燃料として利用する技術の開発を行うとともに、事業化への検証を行う。

- ・ 特定事業者、市町村、消費者、学校(教育機関)に対して啓発活動。
- ・ ホームページによる情報発信
- ・ 各省庁への提言
- ・ 健全な再商品化事業者に対するサポート活動

- ・ 各業界による表示に関するガイドラインの作成や異業種による情報交換
- ・ 識別表示マーク原版等の配布
- ・ 市町村・消費者に対しての啓発活動
- ・ 特定事業者からの相談対応

- ・ 資源有効利用促進法に基づく表示における、業界ガイドラインを作成したことから、その説明会を開催して周知徹底を図っている。また、洗剤関連製品群については、平成7年～平成11年における詰替製品への転換率、プラスチック使用量の削減状況等をまとめて公表した。

- ・ 自動車業界の組立加工製品製造業と連携し、材料回収、リサイクル技術、用途拡大等の研究を行い、再生実証等を実施。
- ・ パソコン業界に設置された「素材検討WG」において、意見交換・検討を開始。

バイオインダストリー協会において、安全性評価手法の調査検討を実施するとともに、食品包装材料としての安全性の検討を実施。安全性評価手法については、識別表示制度の中に反映され、食品包装材としての安全性検討の結果を含めてポリオレフィン等衛生協議会でポジティブリスト登録審議が行われている。

生分解性プラスチック研究会において、生分解性プラスチックの普及のためのシンポジウムを開催。

生分解性プラスチック研究会内に、識別表示委員会を設け、識別表示制度の運営を開始。既に250点を越える製品がグリーンプラ製品として認証されている。

研究開発及び製造設備の導入を行う企業に対し税制上、金融上の支援措置を実施。

生分解性プラスチック製品の再資源化処理としてコンポスト化、メタン発酵化、自然環境中での資化(使い切り)、或いは土中埋設を取り上げ、熱リサイクルを対比としてLCA分析を行う実証事業を開始。既に農業資材の自然環境中での資化処理が少ない環境インパクトを示すことを証明。

平成12年度に廃FRP製品再資源化実証システム研究を実施し、平成13年度は事業化実現に向けた検証を行った。

・ 引き続き左記活動を推進していく。

・ 引き続き左記活動を推進していく。
・ 引き続き左記活動を推進していく。

・ 引き続き左記活動を推進していく。

・ 引き続き左記活動を推進していく。
・ 引き続き左記活動を推進していく。
・ 引き続き左記活動を推進していく。

・ 引き続き左記活動を推進していく。

・ 引き続き使用済み製品中のプラスチックのリサイクルを促進するため、加工品組立製品ごとのグレード数削減を組立加工製品製造業と検討する。

・ 生分解性プラスチックの普及拡大を図るため、愛地球博でのモデルリサイクル事業実施等について検討を行う。

・ バイオマス及び石油を原料とした生分解性プラスチック製造過程と、廃棄過程までを含めたLCA分析を行う。

検証の成果を活用し、処理事業の推進を図る。

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置						
6. 自動車	<p>1. 自動車リサイクルの制度化に向けた協力 自動車製造事業者、部品製造事業者、車体製造事業者、販売事業者、整備事業者、解体事業者、シュレッダー事業者等自動車のリサイクルに関わる事業者は、自動車リサイクルシステムの制度化に向け、必要な協力を行っていく。</p> <p>2. リサイクル率の向上及びそれに資する有害物質の使用量削減 自動車製造事業者、部品製造事業者、車体製造事業者、解体事業者、シュレッダー事業者及び素材事業者等はそれぞれ役割を分担もしくは協力し（「使用済み自動車のリサイクル目標等」平成8年10月廃自動車処理・再資源化小委員会を参照）、下記を目標にリサイクル率の向上を図るために具体的方策を策定する。 また、下記の目標を達成するため、他の業界と連携し、必要な技術開発を推進する。</p> <p>(1) 平成14年以降の新型車のリサイクル可能率90%以上を目標とすること。 新型車の鉛使用量（バッテリーを除く）を、平成17年末に平成8年の概ね3分の1を目標とすること。</p> <p>(2) 平成14年以降のすべての使用済自動車のリサイクル率85%以上を目標とすること。 平成27年以降のすべての使用済自動車のリサイクル率95%以上を目標とすること。 (注) 自動車の解体を行う事業者は、バッテリー、銅ラジエーター、バッテリーケーブル端子、鉛製ホイールバルンサ、ターンめっき鋼板製燃料タンクの除去などに努める。</p> <p>(3) カドミウム、六価クロム、水銀の使用量の削減に向けた枠組の具体的なあり方及び削減目標の設定について検討する。</p> <p>3. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮 資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を促進する。 (1) 部品の共通化の観点も含め、設計段階からリサイクルへの配慮、リユース容易な設計、省資源設計等リデュース設計を行うとともに他のリデュースの取組の可能性について検討を行う。 (2) リユース可能な部品使用及び補修部品としてのリユース部品の使用、並びにこれらを促進するための措置を講ずることとする。また、長寿命化設計された部品の利用に努める。 (3) リデュース・リユース・リサイクルに資する情報を競争上の地位を害するおそれがある場合を除き提供する。 (4) 設計段階での取組状況及び効果を公表する方策について検討を行い、平成13年度以降定期的に公表する。</p>	<p>1. 政府提案の「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」の検討に参画し、関連業界との連携を図りつつ、総合的リサイクルシステムの構築に努めている。</p> <p>2. 「使用済み自動車リサイクル・イニシアティブ」に基づく、自動車業界としての「リサイクル・イニシアティブ自主行動計画」を実行中。 ・環境負荷物質/鉛使用削減の実施 アジ化ナトリウム使用撤廃 ・使用済み自動車専用マニフェスト制度の構築・運用 ・フロン（CFC/HFC）の回収・破壊システム構築・運用 ・エアバッグ・インフレーター回収・処理システム構築・運用 ・フロン回収破壊法の制定、運用に係る全国説明会及び新聞広報の実施</p> <p>(1) 新型車リサイクル可能率90%は、定量的絶対評価が難しい等の理由により、製造事業者独自のリサイクル指標として表示。 鉛使用目標達成状況</p> <table border="1" data-bbox="1397 919 2125 1108"> <thead> <tr> <th>目標年</th> <th>2001年市場投入 新型モデル数</th> <th>目標達成モデル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2005年</td> <td>29モデル</td> <td>27モデル</td> </tr> </tbody> </table> <p>2000年目標（96年比1/2減は全モデル達成済）</p> <p>(2) 新型車のリサイクル性向上に向けた活動に取り組むと共に、使用済み自動車のリサイクル率向上に必要な基盤作りと整備に対する協力を行い、リサイクル率目標達成に向け努力。</p> <p>(3) カドミウム、六価クロム、水銀使用量の削減及びその時期について自主的に取り組むことを決定。</p> <p>3. 資源有効利用促進法に基づく指定省資源化製品（リデュース）、指定再利用促進製品（リユース・リサイクル）の判断基準ガイドラインを策定 (1) モジュール化やプラットフォームの共通化等により、部品点数削減、原材料の有効活用を推進 (2) 耐久性の高い部品の信頼性向上に努めている。 (3) 分別作業を容易にするため、材料表示に努めている。 (4) 各社環境報告書やホームページ等の媒体にて3R配慮設計について公表。</p>	目標年	2001年市場投入 新型モデル数	目標達成モデル数	2005年	29モデル	27モデル	<p>1. 左記法律施行に向け円滑な運用が図れるよう実施体制の整備を行っていく。</p> <p>2. リサイクル率向上に必要な基盤づくりと整備に関する協力を継続。 ・リサイクル率の可能率の国際整合性の検証等の継続。 ・リサイクル品の用途拡大 ・フロン回収・破壊ネットワークの運用及びフロン回収破壊法に基づく円滑な切替 ・エアバッグ・インフレーター回収処理システムの運用及び拡充</p> <p>(1) リサイクル可能率の検討は、国際整合性の観点からISOに基づく算出方法を踏まえて対応。 鉛使用削減目標及び達成時期をより積極的なものとするべく、再検討し、定める。左記鉛使用、2005年目標達成に向けた技術開発の推進継続。</p> <p>(2) 左事業を引き続き実施。</p> <p>(3) 削減目標及びその達成時期を検討し、定める。</p> <p>3. ガイドラインに基づき、3Rの促進を図る。</p>
目標年	2001年市場投入 新型モデル数	目標達成モデル数							
2005年	29モデル	27モデル							

4. バンパー等プラスチックのリサイクル推進に向けた素材産業、部品製造事業者、自動車製造事業者の連携した取り組み促進

- (1) 修理時に発生する自社製バンパーの回収・再資源化に取り組む。
- (2) 複数の事業者製バンパーの回収・再資源化研究を促進。
- (3) バンパーのリユースに引き続き取り組むとともに、その他の製品について検討する。
- (4) 化学業界との連携による検討結果を踏まえ、引き続き同種の部材へのマテリアルリサイクルを含めたプラスチックリサイクルを促進する。

5. 廃油、廃液、廃バッテリー等は、自動車製造事業者、販売事業者、整備事業者、解体事業者等関係者が、各々の役割に応じて適正処理に向けた取組を進めるとともに可能な場合についてはリユース・リサイクルを行う。

また、フロン類については「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の施行に向けて必要なインフラ整備、関係事業者への周知啓発を行う。

- (1) リサイクル促進センター登録回収事業者の更なる拡大
- (2) 回収フロン類の破壊までの物流ルートの整備・充実

さらに、使用済プラスチック等リサイクルが困難で可燃性の廃棄物については、マテリアルリサイクルの促進を図った上で、熱処理による廃棄物の減量化及びエネルギーの回収を促進する。

6. リユース部品の利用促進

- (1) 自動車製造事業者、部品製造事業者は可能な限り、製品情報の提供を行うこと等、リユース部品の利用の促進のために必要な対応を実施する。
- (2) 自動車保険の対象となる補修におけるリユース部品の使用を促進する。

4. 関連業界等と連携した材料回収、リサイクル技術と用途拡大の研究を実施。

- ・プラスチック部品に対する素材別統一マーキング化（1992年から実施）

- (1) 修理時に発生する自社バンパーの回収リサイクルを実施（2001年度＝約132万本回収）
- (2) 他社バンパーとの混載回収の取組を実施。
- (3) マテリアルリサイクル容易な熱可塑性樹脂の採用拡大・種類削減
- (4) 部品リユースが容易なユニットの脱着性を容易にする為の工夫（バンパー・内装品・リヤコンピランプ等）

リサイクル容易なPP樹脂社内規格の削減

		95年	00年
バンパー	PP	30	21種類
	PP以外	7	6種類

廃バンパーからの再生樹脂（スブラッシュガード・エンジンカバー・デッキボード・エアクリナーケース・バッテリーケース等）として再利用。
補修交換部品の回収はディーラから自動車メーカーのルートで実施。

5.

- (1) 使用済み自動車からの適切な回収方法と再生技術の研究。
・使用済み自動車の分解技術研究の推進。
- (2) 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の検討に参画し、関連業界との連携を図りつつ、フロン法に基づくフロンの引取・破壊システム及び費用徴収システムの構築に努める。
- (3) (社)日本自動車工業会、(社)日本自動車部品工業会、関係事業者と共にCFC/HFC回収・破壊システムを構築
・運用
・登録事業者数＝3,822（2001年5月末現在）
・全回収・破壊処理実績
CFC；399ト、HFC；16ト

(4) エアバッグインフレーター回収・処理システムの構築

- (99年10月より実証事業を開始)
・登録事業者数：1,467（02年5月末現在）
・回収/破壊実績：24,260個/18,129個（99年12月～02年5月末現在）
・エアバッグ車上一括作動ツール試作機開発

6.

- (1) 経済産業省のリユース部品活用促進の調査活動に参画し、リユース部品の品質基準・品質表示等のガイドラインづくり等の業界共通の環境整備に協力した。
- (2) リユース部品供給事業者との提携により、自動車製造事業者の取引ルートによるリユース部品の取り扱いを開始。

4. 左事業を引き続き継続

- ・回収インフラに伴うコスト圧縮の検討推進

- (1) バンパーの回収の地域拡大・リサイクルへの取組を継続
- (2) 複数の事業者製バンパーの回収・リサイクル研究を継続。
- (3) 部品再利用促進等に資する取り組みを継続
・ガラス回収システム、再利用先調査
・廃バンパーの回収、再利用トライアル
- (4) リサイクル材の需要拡大、適用部品拡大及びバンパーT₀バンパーリサイクル技術の更なる検討

5. リユース・リサイクル向上に必要な基盤づくりと整備に関する協力。

- 廃油・液類抜き取り分解技術研究成果の解体事業者への普及
・代替フロンの回収・破壊システムの構築・運用及びフロン法への円滑な切替
・廃LLCのセメント水和剤としてのセメント工場向け引き取り回収インフラの検討
・フロン法に基づくフロンの引取・破壊システム及び費用徴収システムの運用を開始（平成14年10月1日）

(4) 左事業を引き続き継続実施

- ・サイドエアバッグ等装着箇所増大を見越し、車上一括作動システム搭載車の拡大。

6.

- (1) 左記のガイドラインの検討にの動向を踏まえ、自動車製造業界として、必要な協力・対応を行う。
- (2) リユース部品取り扱いの成果を見守りつつ、更なる進展を検討する。

7. 回収段階における対策

(1) 放置自動車対策の推進

地方公共団体における放置自動車の回収・処理に対し、業界が協力を行うための体制の継続推進。

(2) 販売ルート等を活用した回収協力の推進、適正な処理の推進・リサイクルの実施、販売店における廃車希望車の引取りを確実にする等販売店ルートによる回収を継続推進するとともに、マニフェストによる適正な処理・リサイクルの確保に努める。

(3) シュレッダーダスト対策

シュレッダーダストの分別、安全化対策等について関係業界を含め対応策の検討を推進するとともに、分別や再資源化に必要な技術の開発を促進する。

8. 自動車の放置の未然防止のための広報・啓発活動の促進

(1) 処理に関する相談窓口を設置する(販売店)。

(2) ポスター・パンフレット等の作成・配布を行う。

7. 路上放棄車処理協力会の設置(1991年7月設置・継続)

(1) 地方公共団体における放置自動車の回収・処理に対し、業界が協力を行うための体制の継続推進。

・協力実績:(91年9月~02年3月 143,361台
年平均約13,032台)

(2) 販売店における廃車希望車の引取りを確実にする等販売店ルートによる回収を継続推進。

(3) 関連業界との協力によりシュレッダーダストの有効利用並びに減容化・安定化技術調査

・産業廃棄物処理処分場の債務保証を行う産業廃棄物処理事業振興財団の基金への協力(1993年から)

8. ホームページ・小冊子等活用し自動車の放置の未然防止のための広報・啓発活動を実施

(1) 処理に関する相談窓口を設置(販売店)。

(2) ポスター・パンフレット等の作成・配布。

(3) 使用済み自動車の専用マニフェスト制度の運用。

7. 使用済み自動車の確実な回収ルートの構築

(1) 所要の運用に係る見直し・改善を行いつつ、左事業を引き続き実施。

(2) 左事業を引き続き実施。

(3) 関係業界と協力してシュレッダーダストの管理型最終処分並びに一層のリサイクルの促進に向けた対策の推進

シュレッダーダストの処理施設整備の促進策の検討

シュレッダーダストの減容化・安定化対策

シュレッダーダストのリサイクル促進技術

研究

・シュレッダーダスト溶融スラグの再利用

研究

・高効率分別機の開発成果のシュレッダー事業者への普及(ダスト中の金属回収向上)

8. リサイクル情報の一層の提供とPR活動の継続

(1) 左事業を引き続き実施。

(2) 左事業を引き続き実施。

(3) 左事業を引き続き実施。

(財)自動車リサイクル促進センターの更なる活用の検討

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
7. オートバイ	<p>1. オートバイのリサイクルに係る自主行動プログラムの策定 自動車について制度化に向けた検討が行われている状況を踏まえ、オートバイの特性に配慮した費用徴収方法、車両管理体制、回収・処分体制、不法投棄対策、有害物質の削減等について検討を行い、業界による自主行動プログラムを策定する。</p> <p>2. リサイクル率の向上及びそれに資する有害物質の使用量削減 自動車製造事業者、部品製造事業者、解体事業者、シュレッダー事業者及び素材事業者等はそれぞれ役割を分担もしくは協力し（「使用済み自動車のリサイクル目標等」平成8年10月廃自動車処理・再資源化小委員会を参照）、下記を目標にリサイクル率の向上を図るため具体的方策を策定する。 また、下記の目標を達成するため、他の業界と連携し、必要な技術開発を推進する。</p> <p>(1) 平成14年以降の新型車のリサイクル可能率90%以上を目標とすること 新型車の鉛使用量（バッテリーを除く）を、平成8年時点の使用量（車両重量210Kg級で80g程度）を増加させない。</p> <p>(2) 平成14年以降のすべての使用済みオートバイのリサイクル率85%以上を目標とすること。 平成27年以降のすべての使用済みオートバイのリサイクル率95%以上を目標とすること。 （注）販売事業者、整備事業者、解体事業者は、バッテリー、鉛製ホイールバランスの除去などに努める。</p> <p>3. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮 資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、次の取組を促進する。</p> <p>(1) 部品の共通化の観点も含め、設計段階からリサイクルへの配慮、リユース容易な設計、省資源設計等リデュース設計を行うとともに他のリデュースの取組の可能性について検討を行う。</p> <p>(2) リユース可能な部品使用及び補修部品としてのリユース部品の使用、並びにこれらを促進するための措置を講ずることとする。また、長寿命化設計された部品の利用に努める。</p> <p>(3) リデュース・リユース・リサイクルに資する情報を競争上の地位を害するおそれがある場合を除き提供する。</p> <p>(4) 設計段階での取組状況及び効果を公表する方策について検討を行い、平成13年度以降定期的に公表する。</p>	<p>1. 産業構造審議会への報告等を踏まえ、自主行動プログラムの骨子を策定した。 製造事業者が、引取所、再資源化施設の設置を行ない、使用済み二輪車を引取り、リサイクルシステム稼働後に販売された車が廃棄される時には、費用を徴収せずに引取ることを計画。</p> <p>2. 「リサイクル・イニシアティブ自主行動計画」を実施中 ・環境負荷物質/鉛使用削減の実施 ・専用マニフェスト制度の構築に協力 ・使用済み二輪車の分解技術調査の推進</p> <p>(1) リサイクル可能率は定量的絶対評価が難しい等の理由により、製造事業者独自のリサイクル指標として表示。 ・鉛使用目標達成状況 2001年市場投入新型モデルの16モデルで達成。</p> <p>(2) 新型車のリサイクル性向上に向けた活動に取り組むと共に、使用済み自動車のリサイクル率向上に必要な基盤づくりと整備に対する協力をし、リサイクル率目標達成に向け努力している。</p> <p>(3) 自主行動プログラムにおいて環境負荷物質（カドミニウム、六価クロム、水銀、鉛）の使用量の削減を自主行動プログラムにおいて取り組むことを決定した。</p> <p>3. 資源有効利用促進法に基づく指定省資源化製品（リデュース）、指定再利用促進製品（リユース・リサイクル）の判断基準ガイドラインを策定した。</p> <p>(1) モジュール化の共通化等により、部品点数削減、原材料の有効活用を促進。</p> <p>(2) 耐久性の高い部品の信頼性向上に努めている。</p> <p>(3) 分別作業を容易にするため、材料表示に努めている。</p> <p>(4) 各社環境報告書やホームページ等の媒体にて3R配慮設計について公表。</p>	<p>1. 自主行動計画を定める。同プログラムに基づき04年の二輪車のリサイクルシステム本格稼働を目指して、02年モデル地区を定め、リサイクル実証実験を行なう。</p> <p>2. リサイクル率向上に必要な基盤づくりと整備に関する協力を継続。 ・リサイクル率、可能率の国際整合性の検証等を継続。 ・リサイクル品の用途拡大の研究継続。 （バンパー材のアンダーカバーへの適用、ガスカートリッジの再生等）</p> <p>(1) 開発・設計段階で製品アセスメント制度を基に、リサイクル性、分解性、環境負荷物質の使用などについてチェック、更なるリサイクル向上に向け継続開発を進める。</p> <p>(2) 左事業を引き続き実施。</p> <p>(3) 削減目標及び達成時期を検討し、進める。</p> <p>3. 3Rの促進を図る。</p>

4. プラスチック部品のリサイクル推進に向けた素材産業、部品製造事業者、自動車製造事業者の連携した取り組み促進

- (1) プラスチック部分のリサイクル対策の推進
- (2) 素材メーカー等との連携によるリサイクル率の向上
- (3) 化学業界との連携による検討結果を踏まえ、引き続き同種の部材へのマテリアルリサイクルを含めたプラスチックリサイクルを促進する。

5. 回収段階における対策

- (1) 放置オートバイ対策の推進
地方公共団体における放置オートバイの回収・処理に対し、業界が協力を行うための体制の継続推進。

- (2) 販売ルート等を活用した回収協力の推進、適正な処理の推進・リサイクルの実施、販売店における廃車希望車の引取りを確実にする等販売店ルートによる回収を継続推進するとともに、マニフェストによる適正な処理・リサイクルの確保に努める。

- (3) シュレッダーダスト対策
シュレッダーダストの分別、安全化対策等について関係業界を含め対応策の検討を推進するとともに、分別や再資源化に必要な技術の開発を促進する。

6. オートバイの放置の未然防止のための広報・啓発活動の促進

- (1) 処理に関する相談窓口を設置する（オートバイ販売店）。
- (2) ポスター・パンフレット等の作成・配布を行う。

4. 関連業界等と連携した材料回収、リサイクル技術と用途拡大の研究を行い、再生実証等を実施。

- ・プラスチック部品に対する素材別統一マーキング化（1992年から実施）

- (1) (2) リサイクル容易な熱可塑性樹脂の採用拡大・種類削減

- (3) 化学業界との連携を推進し、可能性を検討。
・リサイクル容易なPP樹脂社内規格の削減

		95年	01年
カバー類	PP	35	22

（社）日本自動車工業会での活動を通じ、社内では設計審査や製品開発アセスメント等を通じてリサイクル容易な素材の選択を推進。

5. 路上放棄車処理協力会の設置（1991年7月設置・継続）所要の運用に係る見直し、改善等を行いつつ、引き続き実施。

- (1) 地方公共団体における放置自動車の回収・処理に対し、業界が協力を行うための体制の継続推進。
・協力実績：42,812台（91年9月～02年3月末年平均約3,892台）

- (2) 販売店における廃車希望車の引取りを確実にする等販売店ルートによる回収を継続推進。

- (3) 関連業界との協力によりシュレッダーダストの有効利用並びに減容化・安定化技術調査

6. ホームページ・小冊子等活用し自動車の放置の未然防止のための広報・啓発活動を実施

- (1) 使用済みオートバイの専用マニフェスト制度の構築に協力
- (2) ポスター・パンフレット等の作成・配布。

4. 左事業を引き続き継続

- (3) 左事業を引き続き実施

5.

- (1) リサイクルネットワークの構築により、市町村の協力を仰ぎつつ指定引取場所での引取り及びリサイクル・適正処理を実施することで、不法投棄二輪車のリサイクルに積極的に貢献する。

- (2) 自主行動プログラムにおいて、販売店の役割を明確にし、確実な廃車引取りにより実効性の向上を図る。

- (3) 関係業界と協力してシュレッダーダストの管理型最終処分並びに一層のリサイクルの促進に向けた対策の推進
シュレッダーダストの減容化・安定化対策
シュレッダーダストのリサイクル促進技術調査

- 6. 二輪車リサイクルの実効性を向上するにおいて、ユーザー及び関係事業者の理解が必要であることから情報提供方法を構築する。
販売店におけるユーザーへの情報提供
（財）自動車リサイクル促進センターにおける広報活動と問い合わせ窓口の設定
二輪専門紙等への広報活動等

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
8. タイヤ	<p>現在、法制化の検討が進められている自動車リサイクルについては、リサイクルの高度化を目指していることに鑑み、タイヤにおいてもこれまでの取組に加えて、より一層のリサイクルを促進するため、以下の対策を講ずる。</p> <p>1. 廃タイヤの回収・処理ルートの整備等 市町村等の廃タイヤの適正処理を補完するために必要な体制を維持し、それを推進する。 散見される野積みタイヤについては環境省による廃棄物の不法投棄認定の新基準の運用に協力し、適正処理の促進を図っていく。 廃タイヤの処理不明分を減少させるため、全ての廃タイヤに導入したマニフェスト制度の着実な実施を図り、回収ルートの完全捕捉を目指す。</p> <p>2. リサイクル・リユースへの取組の促進</p> <p>(1) タイヤリサイクル率の向上 廃タイヤの再生利用の更なる促進のため、セメント焼成用・鉄鋼業等への利用（原・燃料利用）の維持・拡大を図るとともに、サーマル利用の新規利用先への供給努力等により、現状のリサイクル率88%（2000年実績）を2005年までに少なくとも90%まで向上させることを目標とし、達成するべく努力する。</p> <p>(2) 更生タイヤ需要拡大等 更生タイヤの需要拡大等再利用の推進のため、技術面、安全面、経済面から関係団体も含め総合的な検討を行う。</p> <p>(3) マテリアルリサイクルの拡大等 廃タイヤの再生利用の更なる促進のため、下記の技術開発を引き続き推進し、マテリアルリサイクルの数値目標の設定に向けて努力する。 ゴム粉の利用 再生ゴムの利用 化学分解生成物の利用 等の用途拡大（将来的にはタイヤtoタイヤ、道路の舗装材等への利用）を図るための技術開発を推進する。</p>	<p>1. 廃タイヤの回収・処理ルートの整備等</p> <p>(1) 平成9年の廃棄物処理法改正によるマニフェスト制度の産業廃棄物への対象拡大を契機とし、タイヤ業界の自主的判断として全廃タイヤを対象にマニフェスト制度を適用した（平成11年スタート）。</p> <p>(2) 循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法及び資源有効利用促進法等周辺の動きに即した活動、新規広域有効活用プロジェクトの開発、推進と安定供給体制の構築等を目的として製・販一体の新たな体制で望む新組織「日本タイヤリサイクル協会（JTRA）」を設立した（平成12年6月）。</p> <p>(3) タイヤリサイクル総論、状況、技術、法律編を分冊化したタイヤリサイクルハンドブックを作成、頒布した。（平成12年8月） 本編は、平成13年9月に完成し、頒布した。</p> <p>(4) 特定事業者名簿の見直し・電子化とともに委託契約状況の把握と適正処理業者への委託指導の強化作業を開始した。（平成12年10月）</p> <p>(5) マニフェスト制度推進のため、小冊子「廃タイヤ管理票（マニフェスト）早わかり改訂版」を発行、説明会の実施とともに配布した。（平成13年6月） （説明会は、初回（H11）発行以降、JTRA全国9地区毎に年1～2回程度実施。今後も必要に応じて実施予定。）</p> <p>2. リサイクル・リユースへの取組の促進</p> <p>(1) タイヤリサイクル率の向上 ・製紙、鉄鋼業、輸出（中古タイヤ、更生タイヤ台用等）等の利用量の増加に伴い、2001年のタイヤリサイクル率は前年88%から89%にアップした。 ・現在浮上している新規広域有効活用プロジェクトのうち、4プロジェクトについてWGを設置し、早期実用化に向けて検討を開始した。（平成14年6月）</p> <p>(2) 更生タイヤ需要拡大等 ・JATMA内に「更生タイヤWG」を設置し、更生タイヤの生産状況、生産減少原因検討を行い、需要促進のための技術面（騒音、燃費、性能等）、経済面から現状の問題点、課題、今後の取組方法を関係団体と協議、検討した。 ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の特定調達品目における「役務」として「自動車専用タイヤ更生」が平成14年度から新規指定された。</p> <p>(3) マテリアルリサイクルの拡大等 ・マテリアルリサイクルの推進のため、リサイクル情報の収集、リサイクル設備の検証、意見交換等を実施し、テーマの絞り込みを実施し、ゴム粉の低音舗装への利用について検討を開始した ・ゴム粉、再生ゴム、化学分解等、廃タイヤリサイクル技術の情報収集（日本特許、海外論文、国際会議等） ・廃タイヤリサイクル設備の検証、意見交換</p>	<p>1. 廃タイヤの回収・処理ルートの整備等</p> <p>(1) 旧厚生省（現環境省）の「野積みされた使用済みタイヤ適正処理の基準」通知を受け、次の不法投棄等の未然防止対策を進めていく。 イ. 指定制度の強化 名簿のメンテナンス ロ. 改正廃棄物処理法に沿った対策の推進 マニフェストの最終処分までの適用と確認、排出者責任の明確化PR、処罰の強化PR ハ. 大口有効活用先の維持と開発 ニ. 野積みタイヤの適正処理状況の定期的な把握と自治体との連携</p> <p>(2) 野積みタイヤ処理には、次の対応で臨む。 イ. 処理先斡旋（収集運搬、中間処理業者） ロ. 地区との連携 （社）「全国都市清掃会議」との連携により適正処理を推進 ハ. 県対策協議会 県（地区）タイヤ販売協議会、県担当者、処理業者による事件対策と予防（現在、新潟、栃木2県のみ）</p> <p>2. リサイクル・リユースへの取組の促進</p> <p>(1) タイヤリサイクル率の向上 ・WGにおいて、タイヤの供給地区・配分量、処理可能量調査等の具体的な検討を行う。</p> <p>(2) 更生タイヤ需要拡大等 ・更生タイヤの一層の普及促進のためのPR（パンフレット・ビデオ等） ・更生タイヤに関する海外を含む調査（継続）</p> <p>(3) マテリアルリサイクルの拡大等 ・マテリアルリサイクルの推進・拡大策として、以下の項目について引き続き検討し、早期の実用化を目指す。（全て継続） イ. 弾性舗装材の検討 ロ. ゴム粉の改良品の製造方法検討 ハ. 再生ゴムの製造方法の開発、改良品の評価 ニ. 化学分解生成物の利用方法の検討 ホ. 廃タイヤリサイクル方法の情報収集</p>

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
9．自転車	<p>1．リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮 自転車アセスメントマニュアルの改定及び資源有効利用促進法の指定も視野に入れつつ、リデュース・リユース・リサイクル配慮設計の推進を図るとともに、長寿命化設計された部品の利用に努める。</p> <p>電動アシスト自転車について、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、二次電池の取り外しが容易である構造の採用及び製品が二次電池を使用していること等の表示を行うとともに、設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する。また、製品全体のリデュース・リユース・リサイクル配慮設計についても検討する。</p> <p>2．リサイクル目標の設定 リサイクルの推進を図るため、平成13年度中にリサイクル率の目標を設定する。また、リユース率の設定についても引き続き検討を行う。</p> <p>3．自転車販売店・地方公共団体等と連携した使用済自転車回収の推進及び放置自転車処理への協力 自転車販売店における廃棄希望自転車の引取りを継続推進するとともに、自転車環境整備促進協議会によるプレスパッカー車、自転車カッターを自転車販売店等に支援して共同回収処理事業の実施地域の拡大を図る。また、放置自転車の処理費用の軽減化を図るためプレスパッカー車を活用して地方公共団体への協力をを行う。 更に、回収された廃棄自転車のリユースを推進する取組について検討する。</p> <p>4．放置自転車の未然防止のための広報、啓発活動の推進 駅周辺における放置自転車の未然防止のための各種キャンペーンを推進する。</p> <p>5．長期使用の啓発・普及 学校、駅等で安全点検事業を推進する（販売店）。</p>	<p>1．リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮 製品全体のリデュース・リユース・リサイクルを推進するため「自転車製品アセスメント・マニュアルガイドライン」に電動アシスト自転車を追加するなどの改定を行った。（平成13年度） 改定ガイドラインに基づく環境配慮型製品の技術研究開発を実施する。（平成14年度）</p> <p>2．リサイクル目標の設定 製品全体の重量のうち、再資源化可能重量比をリサイクル可能率として設定 平成13年度 リサイクル可能率：67%</p> <p>3．自転車販売店・地方公共団体等と連携した使用済自転車回収の推進及び放置自転車処理への協力 メーカー、卸、小売店等が地方公共団体と協力し、ユーザーの使用済み自転車を小売店で引き取る集団拠点・店頭巡回回収事業を112地域で実施。（平成4～13年度） 小形二次電池の「指定再資源化製品」指定を受け、電動アシスト自転車主要メーカー（8社）は、（社）電池工業会の「小形二次電池再資源化推進センター」に加入して回収・再資源化に取り組んでいる。（平成13年度） 再生自転車の安全性確保に係る実態を把握するため、自治体及び小売店等を対象にヒアリング調査を実施。（平成14年度）</p> <p>4．放置自転車の未然防止のための広報、啓発活動の推進 駅周辺における放置自転車の未然防止のための広報・啓蒙活動を実施（平成13年度36カ所） 放置自転車対策として駐輪場を設置。（平成13年度6自治体6カ所）</p> <p>5．長期使用の啓発・普及 全国の自転車小売店が学校及び自治体の公共施設等で自転車安全整備事業を実施。（平成13年度 3,304会場、約65.1万台）</p>	<p>1．リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮引き続き推進</p> <p>2．リサイクル目標の設定 ・今後、リサイクル可能率の引き上げを検討する。 ・引き続き自治体等の協力を得ながら、リサイクル率及びリユース率の設定の検討を行う。</p> <p>3．自転車販売店・地方公共団体等と連携した使用済自転車回収の推進及び放置自転車処理への協力 引き続き推進</p> <p>4．放置自転車の未然防止のための広報、啓発活動の推進 引き続き推進</p> <p>5．長期使用の啓発・普及 引き続き推進</p>

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
10. 家電製品	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮 旧法の第一種指定製品に指定されていた家電4品目に加え、構造的に複雑性を有する衣類乾燥機、電子レンジが、リサイクル容易な設計を促進するという観点から、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に、上記6品目が、同法の指定省資源化製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を推進する。</p> <p>(1) 製品アセスメントの実施 各事業者は、「家電製品製品アセスメントマニュアル」（平成13年3月改訂）に基づいて、省資源化に配慮した設計、長期使用が可能な部品の採用等による製品の長期使用に資する設計、リサイクル容易な素材の選択等によるリサイクルに配慮した設計等（有害物質の使用削減を含む）についての製品アセスメントを実施する。</p> <p>(2) 製品アセスメントの実施状況の広報 設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討し、平成13年度以降毎年度公表する。</p> <p>(3) プラスチック等のリサイクル対策の推進 使用済製品中のプラスチック等のリサイクルを進めるため、各事業者は、使用するプラスチック等の種類を削減するとともに、材質表示等の対策を推進する。特に、化学業界との連携を推進しつつ、グレード数の削減については、「家電製品製品アセスメントマニュアル」に基づいて実施する。</p> <p>2. 廃棄段階における対策</p> <p>(1) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく体制 平成13年度から施行された家電リサイクル法において対象製品として指定されたエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機については、小売業者による引取り及び製造事業者等における再商品化が着実に実施されることを確保するとともに、中長期的には一層、原材料としての利用、部品としての利用、その他の再商品化等を促進し、現行の同法上の再商品化率（エアコン60%、テレビ55%、冷蔵庫50%、洗濯機50%）以上の再商品化を目指していく。 なお、上記4品目以外については、同法施行後の製品の普及・廃棄の状況、再商品化の技術水準の向上、小売業者における販売実態、法律の施行状況等を勘案しつつ随時追加を行っていくこととする。</p> <p>(2) 特定家庭用機器からのフロン回収等 家電リサイクル法により、製造業者等は、再商品化等と一体的に行う事項として冷媒フロンの回収、破壊等が義務づけられており、フロンの適正な回収、処理を進める。また、断熱材フロン対策を積極的に推進するため、技術開発及び処理施設の整備を促進する。</p>	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮</p> <p>(1) 製品アセスメントの実施 各事業者は、「家電製品製品アセスメントマニュアル」（平成13年3月改訂）に基づき、省資源化に配慮した設計、長期使用が可能な部品の採用等による製品の長期使用に資する設計、リサイクル容易な素材の選択等によるリサイクルに配慮した設計等（有害物質の使用削減を含む）についての製品アセスメントに取り組んでいる。</p> <p>(2) 製品アセスメントの実施状況の広報 ・（財）家電製品協会のホームページにて製品アセスメントの取り組み状況を広報すべく、平成13年度として、「環境配慮型製品を目指して」を掲載した。（平成14年2月） ・「家電製品製品アセスメントマニュアル」（平成13年3月改訂）を各方面へ開示するため印刷物を配布するとともに、（財）家電製品協会のホームページにも掲載し、広く活用できるようにした。 また、各事業者は環境報告書等によって自社の製品アセスメントの実施状況を公表している。</p> <p>(3) プラスチック等のリサイクル対策の推進 資源有効利用促進法で指定した6品目については「家電製品製品アセスメントマニュアル」に基づいて、100g以上のプラスチックに、リサイクルの際に分別し易くするための材質表示を実施している。上記6品目以外の製品についても順次実施している。 また、グレード数の削減についてはプラスチック業界との情報交換を継続して行っている。</p> <p>2. 廃棄段階における対策</p> <p>(1) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく体制 ・平成13年度に家電リサイクル法が施行されて、1年が経過し、おおむね順調に推移した。 ・（財）家電製品協会のホームページで下記を公表した。 4品目の再商品化処理台数は合計831万台であった。 （平成13年4月1日～平成14年3月31日） 製品別には、同処理台数エアコン130万台、テレビ298万台、冷蔵庫214万台、洗濯機188万台であった。 また、再商品化率は、それぞれエアコン78%、テレビ73%、冷蔵庫59%、洗濯機56%であった。</p> <p>(2) 特定家庭用機器からのフロン回収等 家電リサイクル法により、製造業者等は、再商品化等と一体的に行う事項として冷媒フロンの回収、破壊等が義務づけられており、フロンの適正な回収、処理を進めている。 冷媒として使用されていたものを回収した総重量は、エアコン467トン、冷蔵庫136トンで合計約603トンであった</p>	<p>1. リデュース・リサイクルへの設計製造段階での配慮</p> <p>(1) 製品アセスメントの実施 各事業者は、（財）家電製品協会の「家電製品製品アセスメントマニュアル」（平成13年3月改訂）に基づき、省資源化に配慮した設計、長期使用が可能な部品の採用等による製品の長期使用に資する設計、リサイクル容易な素材の選択等によるリサイクルに配慮した設計等（有害物質の使用削減を含む）についての製品アセスメントのさらなる促進にむけて（財）家電製品協会を中心に業界をあげて普及啓発に取り組む。</p> <p>(2) 製品アセスメントの実施状況の広報 平成14年度は、（財）家電製品協会のホームページに製品アセスメントの取り組み状況について解説内容をさらに詳細にし、具体例も追記し充実させる。。</p> <p>(3) プラスチック等のリサイクル対策の推進 グレード数の削減については、プラスチック業界と情報交換を継続しながら検討をしていく。</p> <p>2. 廃棄段階における対策</p> <p>(1) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく体制 ・対象製品について家電リサイクル法に基づき、再商品化を引き続き実施する。 ・家電リサイクル法のさらなる定着とより優れたリサイクル技術の開発に努める。</p> <p>(2) 特定家庭用機器からのフロン回収等 家電リサイクル法により、製造業者等は、再商品化等と一体的に行う事項として冷媒フロンの回収、破壊等が義務づけられており、フロンの適正な回収、処理をさらに進めていく。</p>

(3) シュレッダーダスト対策
シュレッダーダストの分別、安全化対策等について関係業界を含め対応策の検討を行う。

3. 廃家電製品の処理容易化・リサイクル促進のための技術開発
廃家電製品の処理容易化・リサイクルの向上を図るため、関係業界とも協力しつつ、素材・構造・処理方法等に関し技術開発を行う。

4. 長期使用の促進
家電製品の長期使用を促進するため、製品を修理して継続使用することを促進するため、修理の機会をより長期間提供する具体的な方策の検討

家電修理技術者の育成による修理体制の充実

長期使用製品の安全点検の普及啓発

また、断熱材フロン対策を積極的に推進するため、経済的で安全な技術開発を進めている。

(3) シュレッダーダスト対策
家電リサイクルプラントで発生するシュレッダーダスト（金属樹脂混合物）の安全化対策を含めた分離分別技術開発を進め、埋立てや焼却による最終処分比率を減少させる努力を推進した。
廃家電製品の処理容易化・リサイクル促進のため、製品アセスメントマニュアルを参考に素材選定・易解体性設計・リサイクル処理技術の検討など製品開発段階から環境適合設計（DFE）を推進した。

3. 廃家電製品の処理容易化・リサイクル促進のための技術開発

(1) 補助事業
21世紀に通じる処理技術の開発を目標に、国の補助を受けてモデル事業として、廃家電品一貫処理リサイクルシステムの開発を行った（高度AIシステムとLNG冷熱利用の破碎等を組み合わせた総合的な処理技術が特徴）。平成7年度から4年間の実証事業で総事業費は約46億円。
対象：冷蔵庫、テレビ、エアコン、洗濯機
処理実績：約17千台

(2) 自主事業
ブラウン管リサイクル実証研究の実施
実績：平成6年度～9年度
期間：約248千台
廃冷蔵庫フロン回収実証研究の実施
実績：平成8年度～9年度
期間：約38千台
上記補助事業で得られた成果については、家電リサイクル法の施行に向けて設置が進められている家電リサイクルプラントに活かされつつある。

4. 長期使用の促進
製品を修理して継続使用することを促進するため、修理の機会をより長期間提供する具体的な方策の検討
・各事業者は、修理相談窓口や修理依頼窓口の集中化、修理受付の土日対応及びホームページ上での相談窓口開設により、消費者への利便性向上を推進している。

家電修理技術者の育成による修理体制の充実
・従来の「修理技術者試験」は平成13年3月末をもって終了し、平成13年4月からは、「家電製品エンジニア試験」として、対象技術範囲及び対象製品範囲を大幅に拡大した上で再出発している。
・各事業者は、販売店への技術講習会実施、サービスガイドや修理ノウハウなど多岐にわたる支援情報の提供、及び長期に亘る資料提供を推進している。

長期使用製品の安全点検の普及啓発
・消費者に安全に使用して頂くため、また事故未然防止のための警告表示や点検箇所指摘などの表示機能搭載した自己診断機能を備えた製品を開発している。
・適正な部品保有、補修部品の需要予測の精度向上及び、部品の標準化を推進している。
・相談窓口をはじめ、ホームページ、パンフレットなどにより安全点検の重要性を啓発している。

また、断熱材フロン対策を積極的に推進するため、技術開発及び処理施設の整備をより一層促進する。

(3) シュレッダーダスト対策
左記開発の継続を図り、一層のシュレッダーダストの減容化を推進する。

3. 廃家電製品の処理容易化・リサイクル促進のための技術開発

左記の目的のため、製品開発段階からの環境適合設計の実実施を一層推進する。

4. 長期使用の促進
製品を修理して継続使用することを促進するため、修理の機会をより長期間提供する具体的な方策の検討
・左記事項の相談窓口やホームページ相談窓口の内容の充実に努める。

家電修理技術者の育成による修理体制の充実
・資源の有効利用促進（3R）につながる資格として、「家電製品アドバイザー」資格と併せて「家電製品エンジニア」資格についても、広く一般消費者に対する広報・PRを強化し、循環型社会を構築するうえでの「修理技術の重要性」への認識向上を図る。

長期使用製品の安全点検の普及啓発
左記事項をさらに推進する。

<p>適正な修理価格の設定</p> <p>保険の活用 等の活動を引き続き実施する。 また、製品安全の確保等を踏まえた上で、可能なものにおけるリユース部品の活用についての研究を行う。</p> <p>5. その他 (1) 鉛使用量の削減 鉛フリーはんだの利用促進等により製品中の鉛使用量を削減する。 (2) フロン使用量の削減 断熱材におけるフロン代替物質の利用促進等により製品中のフロン使用量を削減する。</p>	<p>適正な修理価格の設定 ・部品価格の適正化、修理し易い製品の開発に努め修理効率向上を促進している。</p> <p>保険の活用</p> <p>5. その他 (1) 鉛使用量の削減 各事業者は、鉛フリーはんだの採用等により製品中の鉛使用量の削減を進めている。 (2) フロン使用量の削減 経済的で安全な技術開発により、断熱材におけるフロン代替物質の利用を進めている。</p>	<p>適正な修理価格の設定 左記をより促進する。</p> <p>保険の活用</p> <p>5. その他 (1) 鉛使用量の削減 一層の鉛フリーはんだの利用促進を促し、製品中の鉛使用量を削減する。 (2) フロン使用量の削減 断熱材におけるフロン代替物質の利用促進をさらに図る。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
11. スプリングマットレス	<p>1. 減量化・処理の容易化のための事前対策 製造メーカーにおける処理の容易化に配慮した構造設計、材料構成、組立方法等について、廃棄物処理法上の許可の発出状況（事業者の処理体制の整備状況）を前提としつつ、全日本ベッド工業会において資源有効利用促進法の指定再利用促進製品の指定についての検討を行う。</p> <p>2. 廃棄段階における対策 (1) 指定一般廃棄物の処理に係る協力体制の構築 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3の規定による指定一般廃棄物に指定されていることを受け、市町村の適正処理を補完するために必要な体制を構築する。</p> <p>(2) 処理技術の普及 破碎処理技術の導入・普及を図る。</p> <p>3. 広報活動の促進 (1) 処理に関する相談窓口を全日本ベッド工業会に設置する。 (2) 処理に関する広報を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成8年2月、全日本ベッド工業会において、同工業会会員企業経営者に対し、減量化、処理の容易化のための製品アセスメントの推進が図られるよう要請。 廃棄物処理法上の許可の発出状況（事業者の処理体制の整備状況）を前提としつつ、全日本ベッド工業会において資源有効利用促進法指定再利用促進製品についての検討を行う。 事業者が収集した廃スプリングマットレス（一般廃棄物）の処理を行うためには、廃棄物処理法上、(1)「事業者」に対する環境大臣の許可のみならず、(2)「処理施設」に係る許可が別途必要。 まず、(1)に関して、単独メーカーによる取組に対しては平成11年6月29日付けで許可が下りたが、全日本ベッド工業会全体での取組については、平成10年11月の申請から申請から2年以上経過した、平成13年1月に環境省から工業会に対し、処理業者の処分業の許可不要について「指定しない」旨通知された。 かかる状況に加えて、(2)「処理施設」に係る許可についても滞っている。現在のところ処理可能な委託先である産廃業者が、既存の施設等を活用して処理を行う場合であっても、「一般廃棄物」処理施設の許可を取得する場合には、別途同許可をとる必要があるが、その他の関連法規（環境影響評価法・都市計画法・建築基準法）との整合性が求められ、また、広域性のある物を、特定地域に持ち込む場合は地元の了解が必要とされ、県が、意見聴取した市町村からの合意が容易に得られない例が見られる。 平成13年4月1日付けの廃棄物処理法施行規則改正に伴い、一般廃棄物の収集運搬業の許可不要の指定を受けるべく製造事業者が申請中。 また、同改正によりスプリングマットレスの販売を業とする者にとっては、当該事業を行う区域においては一般廃棄物の収集運搬業の許可は不要となった。 民間事業者により中間処理にかかる設備の開発が行われたものの、破碎後の処理を行う予定の施設の許可が上記のような理由で滞っていることから、導入は図られていない。 全日本ベッド工業会相談窓口において、消費者、販売事業者等、中間処理業者等からの廃スプリングマットレスに係る問い合わせに対し廃棄物対策の進捗状況の説明等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 全日本ベッド工業会において、引き続き啓発普及活動を実施。 法律上、都道府県、市町村等の複雑な関与が伴う(2)「処理施設」にかかる許可についても、スプリングマットレスの処理の全国的な逼迫状況に鑑み、簡易・迅速かつ協力的な運用を行うよう環境省及び自治体に強く要請する。 また、既に許可を得ている「産廃」施設について「一廃」施設としての許可申請を行う場合には、産廃施設許可の際確認された事項については再度の確認を省く（データ、判断等の受入れ）等、広域性の伴う一般廃棄物に限定して簡易・迅速に許可が行われるため必要な措置を講ずるよう要請する。 法令上、一般廃棄物処理施設の許可要件である「処理能力」に関する現行の解釈では、当該施設の「潜在的」能力を基に判断しているが、適正処理困難物を産廃施設の許可を受けた施設で処理しようとする場合に限っては、スプリングマットレス及び処理の際発生する廃棄物に関しては産廃扱いとする。施設の適正処理困難物の搬入量も踏まえた判断を行い許可を不要とする等、必要な措置を講ずるよう要請する。 廃棄物処理法に基づく適正処理困難物に指定された廃スプリングマットレスは一般廃棄物処理業者では、処理困難となるため、産業廃棄物処理業者でも扱えるよう必要かつ明確な措置を講ずるよう環境省に要請する。 引き続き全日本ベッド工業会相談窓口において廃スプリングマットレスの回収・処理の円滑な実施を図るため、消費者、各地方自治体、販売事業者、中間処理業者等からの相談等への対応、情報提供等を実施する予定。

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
12. 大型家具	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルの容易化のための事前評価の推進 金属製家具について、資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を推進する。</p> <p>(1) 社団法人ニューオフィス推進協議会による「製品アセスメントマニュアル」（スチール家具等）及び産業構造審議会の「再生資源の利用の促進等に資する製品設計における事前評価マニュアル作成のためのガイドライン」に基づき、各事業者は、オフィス家具の製品アセスメントマニュアルを平成13年度中に作成する。</p> <p>(2) 設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する。</p> <p>2. 回収ルートの整備及びリデュース、リユース、リサイクルの促進 (1) 木製家具のリユースの推進について検討を行なう。</p> <p>(2) 金属製家具については、事業者ルートによる回収システムの構築及び円滑化を通じたリユースの取組について関係者による検討を行う。 また、製品を修理して長期間使用することを促進するため、修理の機会をより長期間提供する補修用部品の保有等の具体的な方策を検討・実施する。</p> <p>(3) 社団法人日本オフィス家具協会及び社団法人全国家具工業連合会に設置された相談窓口においてリサイクルに係る助言を行う。</p> <p>3. 表示に関する研究 (1) 木製家具については、社団法人全国家具工業連合会において平成10年4月に作成した家庭用品品質表示等の解説書に基づき表示内容の統一を図る。</p> <p>(2) 金属製家具については、処理を容易にするための表示方法について検討を行う。</p> <p>4. 広報・啓発活動の促進 販売先及び木製家具産地に対して表示内容の教育指導を推進する。</p>	<p>・平成8年4月、（社）日本オフィス家具協会において、環境対策として、製品アセスメント、再資源化、表示等を含めた「オフィス家具の環境対策ガイドライン」を策定し、同協会会員に周知した。</p> <p>・（社）全国家具工業連合会において、廃棄木製家具のリサイクルボード化の研究について検討するため、木製家具産地のリサイクルに関する取り組み状況について把握。</p> <p>・（社）日本オフィス家具協会において、資源有効利用促進法指定再利用促進製品及び指定省資源化製品指定に向け、アセスメントガイドラインを作成した。</p> <p>・（社）日本オフィス家具協会内の廃棄・再資源化対策委員会において、平成6年度に策定した同協会会員企業向け「オフィス家具の廃棄回収マニュアル」により都道府県単位で同協会会員企業を主体とした「リサイクル担当」窓口を設置。</p> <p>・（社）日本オフィス家具協会において、「金属製家具アセスメントマニュアル」を作成し、セミナーを開催。</p> <p>・（社）全国家具工業連合会に、木製家具の廃棄・再資源化に係る相談窓口を設置。</p> <p>・（社）全国家具工業連合会において、木製家具の材料表示方法について検討中。</p> <p>・一部販売先に対して表示内容の確認を行なった。</p>	<p>・資源有効利用促進法の指定省資源化製品、指定再利用促進製品に位置づけ、その判断基準に合わせて左記ガイドラインの見直しを行う。</p> <p>・（社）全国家具工業連合会において、既存の販売ルートによる回収体制の整備・拡充等について検討。 また、廃棄木製家具のリサイクルボード化実現に向けた技術面、コスト面、品質面について調査・検討及び建築廃材パーティクルボードの品質・市場性等を調査・研究。</p> <p>・資源有効利用促進法の省令の判断基準等を踏まえ、アセスメントガイドラインの見直しを行う予定。 ・環境と安全を両立させ、長寿命化させた中古品を市場に送り出すため、中古品の機能・規格・品質等の基準を作成。 ・部品の共通化と修理の一元化を狙い「（社）日本オフィス家具協会指定修理センター」の全国設置について研究。</p> <p>・（社）日本オフィス家具協会において、「オフィス家具の環境対策ガイドライン」を同協会会員に対し、引き続き啓発・普及活動を実施していく。 ・左記事業を引き続き実施。</p> <p>・左記事業について、品目別の表示方法を併せて検討。</p> <p>・左記事業について、品目別の表示方法を併せて検討。</p> <p>・左記事業を引き続き実施。</p>

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
13. カーペット	<p>1. 処理の容易化、再資源化のための技術開発・回収システムの構築 日本カーペット工業組合が中心となり、関係団体と設置したカーペット等廃棄・易リサイクル研究会等を通じて、以下の技術開発、調査、回収システムの構築を行う。</p> <p>(1) 廃棄物処理、再資源化に当たり応用可能な技術の絞り込みと実験及び再利用用途の研究。</p> <p>(2) 処理する際の複合素材の分離技術の開発。</p> <p>(3) リデュース・リユース・リサイクル等への設計・製造段階での配慮事項等について関係団体との検討会を設置し、引き続き、再資源化・処理が容易なカーペットの研究、開発を推進する。</p> <p>(4) 回収システムの構築の検討を行い、すみやかに方向性を示す。</p> <p>(5) 再生PET樹脂の利用の促進。</p> <p>2. 広報・啓発活動の促進 日本カーペット工業組合において、以下の広報・啓発活動を行う</p> <p>(1) 日本カーペット工業組合事務局（大阪）に設置された処理に関する相談窓口の充実を図る。</p> <p>(2) 消費者への啓発活動（リサイクル意識の向上等のためのポスター・パンフレットの作成等）。</p>	<p>1. 処理の容易化、再資源化のための技術開発・回収システムの構築</p> <p>(1) 日・米・欧のカーペトリサイクル実態調査を実施。（平成11年度）</p> <p>(2) カーペトリサイクルの技術開発、回収システムについての現状、課題、問題点等の検討。（平成12年度）</p> <p>(3) 欧米におけるカーペトリサイクル施設及び処理技法に関する実態調査を実施。（平成11～12年度）</p> <p>(4) 以下のカーペトリサイクルの技術開発の実施。 使用済みタイルカーペットのリサイクル実証実験を実施。（平成12年度） 使用済みカーペットの合板の技術開発を実施するとともに、商品化への課題等を検討。（平成11年度）</p> <p>(5) リサイクル委員会の再設置（12年度末） 具体的な処理方法の検討（13年度） ・ 経済性と効率性を鑑み、分別することなく一括処理が可能な既存の施設を利用するという観点から、高炉原料化リサイクルかセメントキルン化で検討。 ・ 製鉄メーカー、セメントメーカーで受入条件、受入コスト等の調査を実施。 ・ 受入条件の成分分析実験調査の実施。 ・ リサイクル施設の見学、勉強会の実施。 ・ 回収ルートの構築にあたって、既存のルートを活用出来ないのかの検討の実施。</p> <p>2. 広報・啓発活動の促進 日本カーペット工業組合において、以下の広報・啓発活動を行う。</p> <p>(1) 日本カーペット工業組合事務局（大阪）に、処理に関する相談窓口を設置。（平成12年度）</p> <p>(2) 消費者への啓発活動（業界紙等による啓発）を実施。</p>	<p>1. 処理の容易化、再資源化のための技術開発・回収システムの構築</p> <p>(1) 回収システムの構築のための調査研究事業の推進。</p> <p>(2) 左記(4)の使用済みカーペトリサイクル実証実験などの成果を受けて、その商品化を推進。</p> <p>(3) パイル部と基布部の分離が容易、構成素材が全て同一など、易リサイクルカーペットの開発。</p> <p>(4) 再生PET樹脂や再生繊維を取り入れたカーペットのグリーン購入法・特定調達品目への指定によって、官公需によるリサイクルカーペットの調達を推進。</p> <p>・ 製鉄メーカー、セメントメーカーとも受入条件では塩素系、重金属の含有率の制約があることを踏まえ、高炉原料化やセメントキルン化をリサイクル方法として再検討。 ・ リサイクル業者、施設の勉強会の継続的な実施 リサイクル業者との勉強会 リサイクル施設の見学、勉強会 難燃カーペットと普通のカーペットの区別ができるのか検討 脱塩素リサイクル技術の調査</p> <p>・ 回収方法の構築 既存の回収ルートの利用として家電製品での回収ルートの勉強会。家電メーカーと共同でフロー図を作成検討。</p> <p>2. 広報・啓発活動の促進</p> <p>(1) 日本カーペット工業組合事務局（大阪）に設置された相談窓口において、消費者等からの相談等を引き続き行う。</p> <p>(2) 消費者へのさらなる啓発活動を推進。</p>

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
14. 布団	<p>1. 回収及び処理方法の開発等 全日本寝具寝装品協会が中心となり、関係業界と協力しながら以下の開発・研究を行う。</p> <p>(1) 広域回収システム構築の検討を行い、すみやかに方向性を示す。</p> <p>(2) 再利用用途（収油資材、断熱材、反毛フェルト、燃料等）の開発・研究。</p> <p>2. 広報・啓発活動等の促進 全日本寝具寝装品協会において、以下の調査及び広報・啓発活動を行う。</p> <p>(1) 廃棄物処理に関する調査。</p> <p>(2) 全日本寝具寝装品協会事務局（東京）に設置された処理に関する相談窓口の充実を図る。</p> <p>(3) 消費者への啓発活動（リサイクル意識の向上等のためのポスター・パンフレットの作成等）。</p>	<p>1. 回収及び処理方法の開発等</p> <p>(1) 使用済みふとんの回収・リサイクルに関する卸売業界の意識・実態調査を実施。（平成10年度）</p> <p>(2) 寝具専門店におけるふとん回収・リサイクルに対する考えと今後の対応についての調査を実施。（平成11年度）</p> <p>(3) ふとんの資源化技術調査と資源化実験を実施。（平成11年度）</p> <p>(4) 廃棄ふとんの破砕機及び固形燃料（RDF）を製造する成型器の開発（「廃棄寝具のサーマルリサイクル技術の開発」）を実施。（平成8年度）</p> <p>(5) 官公需によるリサイクル寝具装飾品の調達促進のため、グリーン購入法・特定調達品目への指定（平成13年度）</p> <p>2. 広報・啓発活動の促進 全日本寝具寝装品協会において、以下の広報・啓発活動を行う。</p> <p>(1) 廃棄物処理に関する行政施策、産業界、市民の意識、技術動向についての調査を実施。（平成11年度）</p> <p>(2) 全日本寝具寝装品協会事務局（東京）に、ふとん廃棄物の処理に関する相談窓口を設置。（平成12年度）</p> <p>(3) 消費者への啓発活動（業界紙等による啓発）を実施中。</p>	<p>1. 回収及び処理方法の開発等</p> <p>(1) ふとん素材の関係団体とのリサイクル事業の共同研究の検討。</p> <p>(2) 素材を含めた易リサイクルふとんの商品開発。</p> <p>(3) 素材識別表示ラベルの検討</p> <p>(4) 左記の調査結果等を受けて、ふとんのリサイクル推進に向けてRDF化も含めた再生用途の開発を推進。</p> <p>2. 広報・啓発活動の促進</p> <p>(1) 使用済みフトンのリサイクル事業に関する報告書の作成</p> <p>(2) 全日本寝具寝装品協会事務局（東京）に設置された相談窓口において、消費者等からの相談等を引き続き行う。</p> <p>(3) 業界紙等を通じて、左記(1)の調査結果などリサイクルに関する情報提供を行うとともに、消費者へのさらなる啓発活動を推進。</p>

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
15. 乾電池	1. 水銀電池の生産を中止したものの、未廃棄分の回収促進を図るため、販売店に回収箱を設置し、無償で回収を行うとともに、水銀電池の回収・再資源化を促進する事項について、積極的に広報・啓発活動を行う。	12年度は10,000個のボタン電池回収箱を作製し、平成12年～13年度に電池メーカーを通じて、各電器店、補聴器販売店等に配布し、回収協力の呼びかけ、PRを行った。	引き続き回収箱等による回収システムの促進維持に努める。

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置															
16. ニカド電池等	<p>目標：資源有効利用促進法の再資源化率</p> <p>小形シール鉛電池 50% ニカド電池 60% ニッケル水素電池 55% リチウム二次電池 30% 平成17年度までにニカド電池の回収率45%以上 (平成12年26.7%)</p> <p>1. 回収率目標の設定 退蔵性を考慮した回収率の算出方法について検討を進め、平成13年度から必要なデータ収集のための調査を実施し、平成14年度中に、平成17年度までの小形二次電池の回収率目標値を設定する。</p> <p>2. 回収システムの整備及び回収率の向上 資源有効利用促進法の指定再資源化製品に指定されたことを踏まえ、自主回収及び再資源化を推進するため、以下の取組を実施する。 (1) 回収拠点の拡充 小形二次電池の回収を促進するため、回収箱の設置数を増やすとともに、事業用の機器の保守・修理や廃棄の際に生じる小形二次電池の回収拠点を整備する。 (2) 回収拠点からの回収を効率化するために、巡回回収ルートや逆流通ルートの利用等についても検討し、回収体制の強化を図る。 (3) 経済的手法の導入 小形二次電池の回収率向上のため、経済的手法を導入し、その成果を踏まえ、必要に応じて回収システムの更なる強化を図る措置を検討する。</p> <p>3. 表示の実施及び広報・啓発活動の促進 1. の取組を踏まえ、以下の内容を実施する。 (1) 表示の実施 資源有効利用促進法の指定表示製品に指定されたことを踏まえ、小形二次電池4種の分別を容易にするための識別色表示を徹底する。</p>	<p>小形二次電池の回収・リサイクルは、義務者である「電池製造者」「電池使用機器製造者」等を会員とする社団法人電池工業会の「小形二次電池再資源化推進センター」（以下センター）が中心となり推進している。</p> <p>再資源化率 平成13年度の再資源化率は次の通り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> <th>法定目標率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小形シール鉛蓄電池</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>ニカド電池</td> <td>71%</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>ニッケル水素電池</td> <td>69%</td> <td>55%</td> </tr> <tr> <td>リチウムイオン電池</td> <td>39%</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 回収率目標の設定 回収率算定の基礎資料とするために、平成13年度、民生用の小形二次電池使用機器14機種を対象に消費者動向調査を実施した。</p> <p>2. 回収システムの整備及び回収率の向上 「資源有効利用促進法」の「指定再資源化製品」に指定され、新たなスキームで自主回収及び再資源化を推進するため、以下の取組を実施した。 (1) センター組織の確立 センター運営事務局の設置と強化、会員の拡大（87社141社）、財政基盤の確立など (2) 回収拠点の拡充 小形二次電池の回収を促進するために、回収箱設置数の増加、会員回収拠点、事業系回収拠点、自治体回収拠点の新設を行った。 (3) 経済的手法の導入 小形二次電池の回収量向上のために、懸賞を準備し、一般消費者を対象にキャンペーンを実施した。</p> <p>3. 表示の実施及び広報・啓発活動の促進 (1) 表示の実施 資源有効利用促進法の指定表示製品の指定に基づき、従来のニカド電池に加え、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池及び小形シール鉛蓄電池も表示対象となり、対応を推進した。表示方法については、「小形充電式電池の識別表示ガイドライン」を改訂し対応した。</p>		実績	法定目標率	小形シール鉛蓄電池	50%	50%	ニカド電池	71%	60%	ニッケル水素電池	69%	55%	リチウムイオン電池	39%	30%	<p>再資源化について 継続して実績を把握する。 実績把握及び法定再資源化率を下回らないよう努力する。</p> <p>1. 回収率目標の設定 平成14年度、回収率の算出に必要な諸資料を整備し、平成14年度中に、平成17年度までの小形二次電池の「回収率の目標」を設定する。 2. 回収システムの整備及び回収率の向上 新たなスキームでの2年目を迎え、以下の取組を実施する。 (1) 会員の拡大 未参加事業者の加入を推進する。 (2) 回収拠点の整備・充実 自治体の回収協力促進を推進する。 (3) 経済的手法の導入 一般消費者を対象に、効率的な回収方法を検討すると同時に、経済的なインセンティブの付与方法を検討する。</p> <p>3. 表示の実施及び広報・啓発活動の促進 (1) 表示の実施 ニカド電池以外は、平成15年3月31日までの猶予期間が認められているが、「小形充電式電池の識別表示ガイドライン」を広く活用し、表示を推進する。</p>
	実績	法定目標率																
小形シール鉛蓄電池	50%	50%																
ニカド電池	71%	60%																
ニッケル水素電池	69%	55%																
リチウムイオン電池	39%	30%																

(2) 広報・啓発活動の促進
消費者に対し、販売店等において無償で小形二次電池を引き取ることその他小形二次電池の回収・再資源化について、積極的に広報・啓発活動を行う。

4. 小形二次電池使用機器に係る対策

小形二次電池を使用する機器が資源有効利用促進法の指定再利用促進製品及び指定再資源化製品を部品として使用する製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を実施する。

(1) 電動工具、防災・防犯機器等小形二次電池を使用する機器の製造を行う事業者は、機器に組み込まれた小形二次電池の回収・リサイクルを容易にするため、機器からの取り外しの容易化、機器本体及び取扱説明書への小形二次電池使用機器であることの表示等を徹底する。

(2) 小形二次電池を使用する機器の製造を行う事業者は、小形二次電池のリデュースを促進するため、電池負荷の少ない製品の開発等を推進する。

(3) 小形二次電池を使用しているリース方式の機器、業務用の機器等において、機器別の流通ルートによる回収システムの構築を検討する。

(4) 小形二次電池を使用する機器の保守、修理等を行う事業者は、業務に際して取り外した小形二次電池を確実に再資源化事業者に引き渡す。

(5) 設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討し、平成13年度以降毎年度公表する。

(2) 広報・啓発活動の促進

・モデル自治体との取組み
31市町村に回収拠点の協力を依頼した結果12市町村で回収拠点登録

・市民団体との連携
市民団体、各自治体とタイアップし、9ヶ所のイベントに参加加し、小形二次電池の回収・リサイクルへの協力を要請した。

・リサイクル協力学校への取組み
学校拠点を募集した結果、少数(116校)の参加にとどまり、回収の実効もあがらなかった。

・ホームページを開設し、小形二次電池関係の情報を提供した。<http://www.jbrc.com>

4. 小形二次電池使用機器に係る対策

(1) リサイクル容易化への配慮

小形二次電池の取外しが容易な構造の採用、小形二次電池使用機器には機器本体または取扱い説明書等への表示を推進した。

(2) リデュース促進のための電池負荷の少ない製品開発機器の連続使用時間の延長に向けて、小形二次電池の特性を考慮した高効率型の製品を開発中。

(3) 機器別流通ルートによる回収システムの構築
事業系拠点を新設した。

(4) 取り外した電池の引渡し
事業者が業務に際して取り外した小形二次電池を回収し、再資源化業者に引き渡す体制を構築中。

(5) 設計・製造段階の公表
(財)家電製品協会のホームページに、製品アセスメントの取組み状況を公表することを目的とした「環境配慮型製品を目指して」を掲載した(平成14年2月)

(2) 広報・啓発活動の促進

・小形二次電池の回収・再資源化に関する「広報・啓発・情報提供」を推進する。

・展示会、イベント等への参加を行い、センターの行う小形二次電池の共同回収システムの広報・啓発・情報提供を行う。

・市町村・自治体との連携
全国の自治体の協力を得るため、自治体向けの広報・情報提供を行う。
自治体の実施する小形二次電池等の回収促進キャンペーンに積極的に参加する。

・回収量・再資源化状況の公表
ホームページにより公表する。

4. 小形二次電池使用機器に係る対策

(1) リサイクル容易化への配慮

継続して取り外し容易な構造の採用、「小形二次電池使用」の表示等を推進・啓蒙する。

(2) リデュース促進のための電池負荷の少ない製品開発
継続して開発を推進する。

(3) 機器別流通ルートによる回収システムの構築
継続して拡大をはかる。

(4) 取り外した電池の引渡し
継続して体制を構築する。

(5) 設計・製造段階の公表
製品アセスメントの取組み状況について内容を充実させる。

品 目 名	現行ガイドライン(平成13年7月12日改定)	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
17. 自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池	<p>1. 広報・啓発活動の促進</p> <p>(1) 自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池については、製造事業者等が回収・再資源化に積極的に関与し、消費者から無償で引き取る体制の構築等、回収・再資源化ルートの拡充に努めるとともに、フリーライダー対策を進める。</p> <p>(2) 消費者に対し、販売店等が無償で引き取ること、その他自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池の回収・再資源化について、積極的に広報・啓発活動を行う。</p> <p>2. リサイクルシステムの検討</p> <p>資源有効利用促進法への指定の可能性や法制化を視野に入れた自動車リサイクルシステムの検討状況を勘案しつつ、使用済自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池の安定的な回収・リサイクルシステムの構築を検討する。</p>	<p>1. 広報・啓発活動の促進</p> <p>(1) ルートの拡充・フリーライダー対策</p> <p>・販売店での無償取引の推進、ほぼ100%の回収率を達成</p> <p>・在日米大使館担当官へ、我が国の鉛リサイクルシステムの現状と問題点について説明し、理解を求めた。</p> <p>(2) 広報・啓発</p> <p>・リサイクル関連イベントへの出展</p> <p>・業界紙等への広告等の掲載</p> <p>2. リサイクルシステムの検討</p> <p>自動車リサイクルシステムの中でのバッテリーリサイクルの位置づけ等について関係者と意見交換実施</p>	<p>1. 広報・啓発活動の促進</p> <p>(1) 販売店での無償取引の推進</p> <p>(2) 継続的なリサイクル関連イベントへの出展及び業界紙等への広告等の掲載</p> <p>2. リサイクルシステムの検討</p> <p>平成13年度からの継続活動(フリーライダー対策含む)</p>

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
18. カセットポンペ	<p>1. 廃棄方法について 廃棄物の適正な処理を確保するため、カセットポンペの廃棄方法について、国、自治体、事業者の統一した排出・回収方法（「使い切ってリサイクルへ」）に向けた課題を整理するとともに、廃棄方法について従来どおり広報を行う。</p> <p>2. 技術開発について (1) 製造事業者において、内部にガスを残さず使い切り易いカセットポンペの開発を行う。</p> <p>(2) 製造事業者において、カセットポンペの内部のガスを残さず使い切り易いカセットこんろの開発を行う。</p> <p>3. 中身残留缶対策について 中身が残ったまま廃棄せざるを得ないカセットポンペの回収・再資源化システムの構築については、それぞれの費用負担も含めて自治体、処理事業者、及び消費者等の役割分担を明確にしたシステムを検討する。</p>	<p>・カセットポンペの安全廃棄の啓発事業を実施。 ラジオCM 全国新聞、雑誌に掲載 業務用専門誌に記載 地下鉄の電飾看板 カセットこんろにパンフレットを同梱（消費者向け）</p> <p>・「使い切ってから捨てていただく」ことを記載した媒体を用いて、100%実施している。</p> <p>(1) ガス成分の一つのイソブタンの含有率を増やすことにより、気化のし易いポンペイの試験を検討中。</p> <p>(2) カセットこんろについては、ポンペの加温装置（「ヒートパネル」、「ヒートパイプ」でバーナの熱をポンペに伝え、ポンペを加温することで、気化しやすくさせるための装置）を検討中。</p> <p>・システムを検討中。</p>	<p>1. 安全廃棄の啓蒙事業について、引き続き実施していく予定。</p> <p>2. (1)(2)とも技術開発について、引き続き検討を行う。</p> <p>3. 引き続き検討を行う。</p>

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
19. エアゾール缶	<p>1. 廃棄方法について 廃棄物の適正な処理を確保するため、エアゾール缶の廃棄方法について、国、自治体、事業者の統一した排出・回収方法（「使い切ってリサイクルへ」）に向けて課題を整理し、その解決のスケジュールの検討を行う。</p> <p>2. 中身残留缶の適正処理対策 塗料、化粧品、殺虫剤等の内容物によって異なるエアゾール製品について、平成11年度に実施した「エアゾール缶等排出実態調査」等を踏まえて、費用負担も含めた地方自治体、事業者、処理事業者及び消費者の役割分担の明確化、処理主体と処理設備の整備や事業者による処理の可能性についても検討を行う。</p> <p>3. 広報活動の推進 使用済みのエアゾール缶の回収・リサイクルを促進するため、消費者に対し内容物毎の使い切り方法、排出方法、エアゾール缶のリサイクルの状況等の情報について、積極的に広報啓発活動を行う。</p> <p>4. 資源リサイクルへの対応 容器包装のリサイクル推進のため、プラスチック部品を取り外し易くした構造、材質の統一等マテリアルリサイクルの推進を図る。また、鋼製容器とアルミ製容器の識別を容易にするための表示の検討を行う。さらに「エアゾール缶の易リサイクル設計マニュアル」を平成13年度中に作成する。</p> <p>5. 在庫品等の回収 流通段階において発生する在庫品等の事業者による回収を進め、安全な処理を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通商産業省委託事業として「エアゾール缶等排出実態調査」実施。（特定2地区で自治体と協同で「使い切ってから穴を開けずに排出する」旨の広報活動を行い、排出缶の使い切り率の向上を得た。）（平成11年度） ・各自治体でのエアゾール缶等の回収状況、処理方法、リサイクル状況を把握し、自治体と協力してリサイクルシステムを構築していくための全国3,251の自治体へのアンケート調査実施。（平成12年度） ・各自治体アンケート回答の解析・追跡調査を実施（圧縮しない収集方法により収集時の事故発生のない知見を得た。）（平成13年度） ・内容物毎の使い切り方法について、エアゾール製品処理対策協議会で引き続き検討。 ・東京都23区のエアゾール缶等の廃棄指導変更（使い切って排出する）に伴い、エアゾール製品処理対策協議会として、消費者からの問合せの対応、処理に関する製品の問合せ先表示の徹底を申し合わせ。（平成11年度～） ・日本エアゾール協会のHP開設 インターネットを活用した広報開始（平成13年度） ・自治体アンケート調査報告書を全国自治体に配布（平成13年度） ・容器包装リサイクル推進のため、プラスチック部品を取外し易くした構造の検討と、一部製品での実施。（平成10年度～） ・鋼製容器とアルミ容器の識別を容易にするための表示、プラスチック部品を取外し易くした構造等容器包装リサイクル推進のための「エアゾール製品の易リサイクル設計マニュアル作成WG」設置検討開始。（平成12年度） ・「エアゾール製品の識別表示ガイドライン」作成（平成12年度） ・「エアゾール缶の易リサイクル設計ガイドライン」（案）作成（平成13年度） ・製品の流通経路を逆に利用して、エアゾール製品製造・販売事業者又は充填事業者において、自ら又は産業廃棄物処理事業者へ委託して適切に処理している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の自治体のアンケート調査結果に基づき、協同活動可能な自治体を選定して「使い切ってリサイクルへ」の広報活動実施の検討 ・通商産業省委託事業での調査地区のフォローアップ ・ガス抜き機構の開発・普及の検討 ・身入缶処理技術の検討 ・全国の自治体のアンケート調査結果を踏まえての適正処理対策の検討 ・エアゾール缶等の収集後の処理実態調査の検討 ・インターネットを活用した広報活動の充実 ・関係団体・関係企業HPリンクによる内容の充実 ・全国自治体アンケート調査結果の情報展開の検討 ・エアゾール缶の用途別「易リサイクル設計マニュアル」の検討 ・引き続き回収と処理を図る。

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
20．小型ガスポンベ	<p>広報啓発活動の促進</p> <p>廃棄物の適正な処理を確保するため、消費者に対し中身が残った状態で液化石油ガスポンベを廃棄することは高圧ガス保安法により禁止されており罰則が適用される旨について、積極的に広報啓発活動を行う。</p> <p>また、消費者に対して、不要となった小型ガスポンベは、それを購入したLPガス販売店へ持ち込むよう、販売店が不明の場合は最寄りの販売店、都道府県または都道府県LPガス協会等へ連絡をするよう、積極的に広報啓発活動を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般家庭等において使用される小型LPガスポンベの廃棄段階における事故防止の周知のため、LPガスの販売業者団体がLPガス販売業者に対し、 容器が不用になった場合は、一般のごみと一緒に捨てないで購入したLPガス販売店に持ち込むこと、不明の場合には最寄りの販売店、都道府県、都道府県LPガス協会等へ連絡することを内容とする「容器の取り扱いについて（お願い）」のシールを容器に添付し販売すること 消費者から不用となった容器の廃棄を依頼されたときは、その容器が自社で販売したものか否かに関わらず、それを受け取り適正に処理すること。 について協力要請を実施。 不用になった小型容器等の廃棄の取り扱いに関して、周知リーフレットの配布や新聞広告等により消費者に対し広報を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記事業を引き続き実施 左記事業を引き続き実施

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
21．消火器	<p>1．回収・リサイクル体制の整備</p> <p>日本消火器工業会において、平成13年の消火器の回収率目標を85%（工業会推計値）と設定し、全国消防機器販売業協会等の関係団体と連携を図りつつ、目標達成に向けて、回収・リサイクル等の実施を引き続き推進する。 （平成11年83.3%（日本消火器工業会推計値）） また、平成12年度に消防庁に設置した「消火器・防災物品リサイクル推進委員会」において、消火器のリユース・リサイクルに係る技術的・制度的課題の調査・検討を行っており、平成16年度までにリユース・リサイクル制度の確立及びその実施を推進する。</p> <p>2．不法投棄対策に係る協力</p> <p>地方公共団体に対する支援措置として、業界団体による処理マニュアルの作成・配布及び地方公共団体が回収した消火器の処分依頼があった場合における製造事業者による回収・処理等の推進を引き続き行っていく。</p>	<p>1．回収・リサイクル体制の整備</p> <p>業界団体においては、回収・処理を継続して行うとともに平成13年3月に名古屋市、4月に帯広市において、製造年から20数年たった錆びの発生が著しい消火器であったことにより、破裂による死亡事故が相次いだことから、古い消火器の回収を促すパンフレットを作成し、回収の強化に努めた。</p> <p>なお、回収率は、平成11年の83%（工業会推計）から平成12年の85%（工業会推計）に高まっている。 消防庁においては、平成12年度より学識経験者等からなる委員会を設置し、消火器リサイクル・リユースに係る技術的・制度的課題の調査・検討を行っている。</p> <p>2．不法投棄対策に係る協力</p> <p>業界団体による処理マニュアルの作成・配布を行うとともに、地方公共団体が回収した消火器については、処分の依頼があった場合に、製造者が回収、処理することとしている。</p>	<p>1．回収・リサイクル体制の整備</p> <p>リサイクル・リユースを推進するため、学識経験者等からなる委員会において、平成16年度までにリサイクル・リユース制度の確立、実施を進める予定である。</p> <p>2．不法投棄対策に係る協力</p> <p>処理マニュアルの更なる周知等、地方公共団体に対する支援措置を引き続き行っていく。</p>

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置														
22. ばちんこ遊技機等	<p>1. リデュース、リユース、リサイクルへの設計・製造段階における配慮資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、次の取組を推進する。</p> <p>(1) 製品アセスメントの実施 ばちんこ遊技機等の製造事業者組合による「製品アセスメントマニュアル」を踏まえ、事業者毎に策定した減量化・処理の容易化のための製品アセスメントマニュアルに基づき、リデュース、リユース、リサイクル配慮設計（有害物質の使用削減を含む）を促進するという観点から、製品アセスメントを実施する。</p> <p>(2) 設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する。</p> <p>(3) 修理の機会をより長期間提供する補修用性能部品の保有等の具体的な方策を検討する。</p> <p>(4) 素材等の再資源化・処理容易化対策 素材等の再資源化・処理容易化のため、使用材料の種類を削減する等の対策を推進する。その際、鉛使用量の削減等を図る。</p> <p>(5) 表示の工夫 合成樹脂製部品等の再資源化・処理容易化のため、使用材料名を統一された方法により表示する。</p> <p>2. リサイクルに係る数値目標の設定 マテリアルリサイクル目標率を以下のとおり設定する。</p> <table border="1" data-bbox="418 1066 1023 1157"> <thead> <tr> <th>目標年度</th> <th>マテリアルリサイクル目標率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成13年度</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>55%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 流通・破棄段階における対策 廃ばちんこ遊技機等が野積みされる問題等を踏まえ、製造事業者・ホール・流通業者・運送業者・その他関連業者が協力し、業界団体の指定したリサイクル業者に確実に引き渡されるシステム等の廃ばちんこ遊技機等の回収・リサイクルを促進するためのシステムを構築する。</p> <p>4. 処理容易化・再資源化のための技術開発の促進 廃ばちんこ遊技機等の再資源化・処理容易化のため、関係業界とも協力し、シュレッダーダスト減容化技術の開発を促進するとともに、不正防止に関する規制を踏まえつつ、部品リユースに関する技術開発を実施する。</p> <p>5. 広報・啓発活動の促進</p> <p>(1) 適正処理のための啓発・指導を行う。</p> <p>(2) 業界のリサイクルの取り組み状況を広報する。</p>	目標年度	マテリアルリサイクル目標率	平成13年度	35%	平成17年度	55%	<ul style="list-style-type: none"> ・資源有効利用促進法に対応するため、各製造事業者ごとに、製品アセスメントマニュアルを策定。 ・資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、製品アセスメントマニュアルを改定。 ・使用材料の種類数の削減を検討中。 ・鉛使用量を削減するため、鉛フリーはんだの採用・はんだ付の箇所削減の設計変更等を検討中 ・統一された表示方法について検討中。 ・重量100g以上の部材につき樹脂の表示を実施。 ・マテリアル・パーツリサイクル目標率を以下のとおり設定した。 <table border="1" data-bbox="1409 1094 2122 1220"> <thead> <tr> <th>目標年度</th> <th>マテリアル・パーツリサイクル目標率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年度</td> <td>25%（実績37.5%）</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>55%</td> </tr> </tbody> </table> ・業界においてリサイクル業者の選定など、リサイクルルートの確立に向け検討中。 ・シュレッダーダスト減容化を図るため、設計段階からのリサイクル容易化設計等を検討中 ・遊技機リサイクル推進委員会において随時指導を行っている。 ・業界団体の機関紙及び業界紙等において取組の広報等を行っている。 	目標年度	マテリアル・パーツリサイクル目標率	平成12年度	25%（実績37.5%）	平成13年度	35%	平成17年度	55%	<p>資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、3Rに配慮した設計等を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックのグレード数削減による処理容易化対策を推進。 ・左記事業を引き続き推進。 ・平成17年度の目標率を達成するため、木・プラスチック・マテリアルリサイクル率の向上を図る。 ・業界団体で廃ばちんこ遊技機のブロック毎の収集場所を設置 ・自社の使用済み遊技機のリサイクル促進のため、回収ルートの確立及び回収率のアップを図る。 ・より具体的に各社で開発を引き続き推進する。 ・左記事業を引き続き推進。 ・左記事業を引き続き推進。
目標年度	マテリアルリサイクル目標率																
平成13年度	35%																
平成17年度	55%																
目標年度	マテリアル・パーツリサイクル目標率																
平成12年度	25%（実績37.5%）																
平成13年度	35%																
平成17年度	55%																

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
23. パーソナルコンピュータ及びその周辺機器	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮 資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を推進する。</p> <p>(1) 情報処理機器の環境設計アセスメントの実施 リサイクルに配慮した設計（有害物質の使用削減を含む）に加え、リユース容易な設計、リデュースに配慮した設計と併せて、リサイクルし易い素材、リサイクル材の利用を進めることを盛り込んだ新たな環境設計アセスメントガイドラインに基づき、各事業者は製品アセスメントを着実に実施する。</p> <p>(2) 製品アセスメントの実施状況の広報 設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討し、平成13年度以降毎年度公表する。</p> <p>(3) プラスチック等のリサイクル対策の推進 使用済製品中のプラスチック等のリサイクルを進めるため、使用するプラスチック等の種類を削減するとともに、材質表示等の対策を推進する。 また、素材業界との連携の下、リサイクルの観点から、使用するプラスチック等のグレードについて検討し、平成12年度中に得られた結論をもとに、リサイクル容易なプラスチック等の選択を推進するとともに、同種の部材へのマテリアルリサイクルを含めたプラスチックリサイクルを促進する具体的な方策を検討する。</p> <p>2. 廃棄段階における対策 (社)日本電子工業振興協会が「パーソナルコンピュータのリデュース、リユースおよびリサイクルに関する自主行動計画」（平成11年12月）を策定し、更に、資源有効利用促進法の指定再資源化製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を推進する。</p> <p>(1) 使用済製品のリサイクルのための体制整備 使用済製品の回収・リサイクルを推進するため、速やかに事業系パソコンの回収・再資源化ルートを整備し、実施するとともに、家庭系パソコンの回収・再資源化システムの検討を行い、平成14年度中を目途に適切な方策を導入する。なお、パソコンと同時に発生する使用済周辺機器についても併せて回収するよう努める。</p> <p>(2) リサイクルの推進 資源有効利用促進法：平成15年度の再資源化率 デスクトップ型パソコン本体 50% ノートブック型パソコン 20% ディスプレイ装置 55% 自主目標：平成17年度の資源再利用率（デスクトップ型）60% 部品リユース（MPU、メモリ、HDD、ケーブル等）や一層のリサイクルを推進することとする。</p>	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮</p> <p>(1) 情報処理機器の環境設計アセスメントの実施 パソコンおよびその周辺機器の主要メーカーの84%が3R設計に対応した新しいガイドラインを適用し、残りについても14年度中に適用予定であることを確認した。 パソコンおよびディスプレイについては、同ガイドラインに準拠した設計を行っていることが必須条件の「PCグリーンラベル制度」において現在までにパソコンについては13社257機種1029モデルが、ディスプレイについては8社から85機種90モデルが適合機種として発表されている。</p> <p>(2) 製品アセスメントの実施状況の広報 アセスメントの実施状況および効果についてはJ E I T Aのホームページで公表することとし、13年度結果についてホームページに公表した。</p> <p>(3) プラスチック等のリサイクル対策の推進 業界としてガイドライン（平成12年9月改定）において指定サイズ（25g）以上のプラスチックに材質表示を行うこととしており、かつ、資源有効利用促進法の判断基準で25g以上の合成樹脂製の部品等の材質名の表示が定められているので、25g以上のプラスチックには全て材質表示を行っている。 リサイクルの観点から、再生プラスチックの市場動向を調査し、量の確保およびその安定供給が不可欠との結論を得た。</p> <p>2. 廃棄段階における対策</p> <p>(1) 使用済製品のリサイクルのための体制整備 事業系パソコンの回収・再資源化ルートについては、13年4月からの法律施行にあわせ、精力的に構築をはかった。 一部広域指定制度の許可が遅れているが、業界として、平成13年度に事業系パソコンの回収状況は、 総回収量 6,535トン、 回収台数は、 ・デスクトップ型PC本体：207,020台 ・ノートブック型PC：68,877台 ・CRTディスプレイ装置：222,743台 ・LCDディスプレイ装置：3,837台 家庭系パソコンの回収については、14年3月に公表された産構審の報告書（案）に基づき、制度施行後の新製品については、販売時徴収による回収・再資源化を図るため、制度実施に向けて具体的検討を開始した。</p> <p>(2) リサイクルの推進 資源有効利用促進法：平成13年度の再資源化率 ・デスクトップ型PC本体：78.5% ・ノートブック型PC：60.2% ・CRTディスプレイ装置：72.4% ・LCDディスプレイ装置：74.0% 自主目標に基づく平成13年度資源再利用率</p>	<p>(1) 引き続き実施状況について調査するとともに、より具体的な効果を把握する。</p> <p>(2) 今後も積極的に情報開示を進めていく。</p> <p>(3) 引き続き関係業界とも連携をはかり、難燃材グレードのプラスチックの対応等、今後の再利用の促進に向けた対応をはかる。</p> <p>2. 廃棄段階における対策</p> <p>(1) 事業系パソコンの回収・再資源化については、引き続き回収を促進するとともに、家庭系パソコンの回収・再資源化については、制度施行までに速やかに回収システムの構築を行う。</p> <p>(2) 軽量化、省資源化に対応した年代の新しい製品にも対応できる再資源化を進め、法律の再資源化率、自主行動計画の資源再利用率を下げないよう技術開発を進める。</p>

デスクトップ型本体 + C R Tディスプレイ装置 7 5 . 0 %

3 . 使用済製品の処理容易化・再資源化促進のための技術開発
使用済製品の処理容易化・再資源化促進のため、関係業界とも協力し
つつ、素材・構造・処理方法等に関し、技術開発を行う。

4 . 広報・啓発活動の促進
長期使用・再資源化を促進するため、消費者、ユーザー啓発・P Rを
推進する。

5 . アップグレードなど、その他のリデュースの取組を推進するととも
に、製品を修理して長期間使用することをサポートするため、リユース
部品による補修体制の整備等による長期間修理の機会を提供する方策の
具体化を検討・実施する。

3 . 使用済製品の処理容易化・再資源化促進のための技術開発
使用済製品の処理容易化・再資源化促進のために、グリーン
調達を推進することとし、そのための調査項目（化学物質
）および調査フォームの共通化を推進した。
・グリーン調達調査共通化のための入力ソフトの開発

4 . 広報・啓発活動の促進
長期使用・再資源化を促進するため、それらの項目を含ん
だ、3 Rおよび環境に配慮した製品にラベルを表示し製品を
アピールする「P Cグリーンラベル制度」を立ち上げ、その
内容についてホームページおよびパンフレットによりP Rを
推進した。また、対応各社については、それぞれのホームペ
ージに該当機種を掲載し、ユーザへのP Rを推進した。

5 . 「P Cグリーンラベル制度」において、3 R設計がなされ
ていることとともに、「製品を出荷後、当該製品について、
少なくとも5年間、修理が受けられるよう体制が整備されて
いること」を1つの基準項目とし、各社の対応を促した。

3 . 共通化された調査項目及び調査フォームに基
づきトライアルを開始するとともに、技術開発
を行いグリーン調達を推進する。

4 . 広報・啓発活動の促進
引き続き消費者、ユーザー啓発・P Rを推進
する。

5 . 引き続き「P Cグリーンラベル制度」へより
多くの企業参加を促すなど取組を推進する。

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
24. 複写機	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルのための対策を推進 複写機については、特にリユース対策を重点的に促進する観点から、資源有効利用促進法の特定再利用業種及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、次の取組を推進する。</p> <p>(1) 循環型経済システムの構築に向けて、リデュース・リユース・リサイクルの促進を目的に、業界団体において平成12年に見直し強化した「製品アセスメントマニュアル作成のためのガイドライン」に基づき、各事業者において、リユースが容易な設計、リデュースに配慮した設計、リサイクル材やリユース部品の利用、有害物質の使用削減を可能な範囲で拡大する。</p> <p>(2) 設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する。</p> <p>(3) 複写機に使用されるプラスチック等の材質表示を推進するとともに、グレード数削減について検討し、同種の部材へのマテリアルリサイクルを含めたりサイクルを促進する具体的な方策を検討する。</p> <p>2. 使用済複写機の回収を目的とした静脈物流共同プロジェクトの推進 使用済複写機の部品リユース・リサイクルを目的とした関係企業による「使用済複写機の相互交換システム」の構築・地域拡大を推進する。 また、回収をより促進するために、OEM製品の供給を受けている事業者、リース事業者、販売事業者との連携を図る。</p> <p>3. プラスチックの再利用技術開発の促進 使用済複写機のプラスチック部品に関するリユース・リサイクル促進のため、関係業界との協力の下、技術開発を行う。</p> <p>4. リユース・リサイクルへの取組の公表 業界のリユース・リサイクルに関する取組状況を公表するとともに、ユーザーへの啓発・PRを実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種（リユース部品の使用）の指定及び指定再利用促進製品（リユース配慮設計）の指定を受け、同法令施行後の新製品について、リユース設計部品を組入れ、これらが回収された時点から新製品へのリユースを円滑に行うべく、必要な設備の整備や再生部品の検査・保管のための体制等の構築を推進している。 ・ リユース容易な設計、リデュースに配慮した設計、リサイクル部材やリユース部品の利用の可能な範囲等、製品の設計に際しての評価項目・評価基準・評価方法を複写機業界の指針として示した「製品アセスメントマニュアル作成のためのガイドライン」に従い、各社自主的な取組を実施。 ・ いくつかの会社にてホームページ・環境報告書・製品カタログ等にて自主的に取組状況と効果を広報。 ・ 材質表示は、各社実施済み。グレード数削減・リサイクル促進については、各社の自主的な取組みの中で実施中。 ・ 複写機の部品再利用（リユースやリサイクル）を目的とした業界団体による「静脈物流の相互交換システム」の構築を全国に展開し、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の7箇所の交換センターと各府県庁所在地に回収デポを設立し、業界全体の自主回収ルート構築を推進。 リース協会へも参加を呼びかけ、一部のリース会社の参加を得た。 ・ 業界としてのプラスチックリサイクル実施に向けて、各社のプラスチックの使用実態、素材メーカーの開発状況、他業界のリサイクル実施状況等について実態調査を実施した。 ・ リユース・リサイクルに関する取組状況については、各社のホームページ・環境報告書・製品カタログ等にて公開している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業界として、3R活動に関するアンケートを実施中であり、本アンケート結果をもとに、業界団体としての活動の更なる推進を進める予定である。 ・ 各社の公開可能な情報について、各社の判断に委ね、自主的な取組を進める。 ・ 左記の取組みを更に継続推進する。 ・ 更なる推進の為に長崎五島列島、沖縄など離島での共同回収システムの構築を検討している。 また、引き続き、リース協会へ参加するリース会社の拡大を呼びかけている。 ・ 本調査結果を基に、プラスチックメーカーとの協力のもと、共同リサイクル実施のための企画立案を行い、リサイクル材の試作評価を行う。 ・ 業界として、3R活動に関するアンケートを実施中であり、本アンケート結果をもとに、業界団体としての活動の更なる推進を進める予定である。

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
25. ガス・石油機器	<p>1. リデュース、リユース、リサイクルの設計・製造での配慮 資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、製造事業者においてリサイクル容易な設計（有害物質の使用削減を含む）、長寿命化設計、リペア容易な設計などに配慮した構造設計、材料構成、組立方法等について、減量化・処理の容易化のための製品アセスメントを実施する。 また、リユース容易な設計については、使用時の安全性の確保等に十分配慮して引き続き検討を行う。 更に、設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する。</p> <p>2. 修理の機会の提供 修理の機会をより長期間提供する具体的な方策を検討する。</p> <p>3. 使用済製品の回収・リサイクルシステムの構築 ガス・石油機器リサイクル懇談会中間報告書（平成12年7月）及びその後の調査結果等を踏まえ、事業者は、自治体等と連携して使用済製品の処理実態を把握するとともに、合理的な回収・リサイクルシステムの構築について引き続き検討を行い、早期の実現を目指す。</p>	<p>・（社）日本ガス石油機器工業会は、ガス・石油機器が資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、リデュース配慮設計及びリサイクル容易設計を推進していくために平成13年3月「ガス・石油機器アセスメントガイドライン」を改訂し、それに基づく製品アセスメントの実施に入った。</p> <p>・使用済み製品の回収・リサイクルシステムの構築に関しては、以下のような取組みを行った。 販売店における設備機器（設置工事を必要とする製品、例えば石油給湯機）の販売台数・引取り（回収）台数・処理業者への委託状況等について、アンケート及びヒアリングによる実態調査を実施し、これらから全国の回収台数を把握（推測）した。調査した結果では、製品取替時等の廃製品回収比率は引取可能台数の約95%と推定できる。 「指定省資源化商品」「指定再利用促進製品」に指定された品目につき、破碎処理実験を行い品目別の資源回収量・処理コスト等を把握した。対象品目5種類の平均資源回収率は、80%強の数値であった。 自治体におけるガス石油機器の回収状況の把握を目的に、全国都道府県より市・町・村各1箇所を選び出し、141自治体におけるガス石油機器の回収状況を「ごみの出し方パンフレット」を基に調査し、地域別、市・町・村別の分析を行い、今後の資料とした。</p>	<p>・（社）日本ガス石油機器工業会において、「ガス・石油機器アセスメントガイドラインを実施しての成果まとめ」を公表するとともに、今後の公表のあり方に関し、継続して検討をしている。</p> <p>・リサイクルシステムの構築に関しては、以下のような取組を行う。 ガス・石油機器を「設備機器」と「非設備機器＝持帰り製品」とに区分した体制でリサイクルシステムのあり方をさらに検討していく。 既に施行されている家電リサイクル法などの課題を抽出し、また資源有効利用促進法の「指定再資源化製品」に指定されている家庭系製品の動向などに注目しながら、ガス・石油機器の合理的な回収・リサイクルシステム構築に向けて検討を継続する。</p>

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
26. 繊維製品	<p>1. 回収リサイクルシステムの構築 繊維製品、特に衣料品のリサイクルを促進するため、製造事業者、販売事業者、流通事業者、再生事業者、消費者、大学等参加のもとに設置した「繊維製品リサイクル懇談会」を通じ、易リサイクル製品の開発、リサイクル技術開発、再生利用用途に併せリデュース・リユースも含めた3R促進のためのシステム構築について精力的な検討を行い、早急に結論を得る。</p> <p>2. 廃棄物減量化のための対策 (1) リデュースの促進 繊維製品サプライチェーンにおいて情報技術を積極的に活用することにより、生産、流通業務を効率化し中間製品、最終製品の不良在庫の削減等を図る。</p> <p>3. 易リサイクル及び用途拡大のための技術開発 (1) マテリアルリサイクル技術の開発</p> <p>(2) ケミカルリサイクル技術の開発</p> <p>(3) サーマルリサイクル（RPF）技術の開発</p> <p>(4) 再生用途技術の開発</p> <p>4. 異業種との連携 PETフレークの利用を一層促進する</p> <p>5. 広報・啓発活動の促進 (1) リサイクルファッションショー・展示会の実施 (2) リサイクル製品の普及・啓発活動の実施</p>	<p>経済（通商）産業省委託事業により繊維製品のリサイクル等マテリアルフローに関する調査を実施。 （平成8年度、平成11年度、平成13年度）</p> <p>業界内に「繊維リサイクル連絡会議」を設置し、繊維製品のリサイクルに関する調査・研究を行うとともに、今後のリサイクルの在り方について検討。</p> <p>アパレル業界によって、易リサイクル商品の企画立案と回収システムの構築についての検討を実施。（平成13年度）</p> <p>故繊維業界によって、反毛を用いた新商品開発や製品の規格化についての検討を実施。（平成13年度）</p> <p>国内中古衣料品市場の活性化のため、中古衣料品事業者と故繊維事業者との垂直連携により、国内で発生する中古衣料の国内での販売について検討を実施。（平成13年度）</p> <p>サプライチェーン・マネジメント実証事業の実施（平成10年度～平成11年度）により、無駄な発注の減少を通じた不良在庫の圧縮を促進。</p> <p>廃棄・未利用等のウール製品や綿製品について、これを反毛する技術の改良やその再商品化に関する調査研究を実施。 （平成11年度、平成12年度）</p> <p>廃ペットボトルの原料リサイクルの実用化開発を実施（平成13年度）</p> <p>廃棄等された繊維製品をRDF化するための技術に関する調査・研究を実施。 （平成11年度）</p> <p>廃棄・未利用等のウール製品や綿製品について、これを反毛する技術の改良やその再商品化に関する調査研究を実施。 （平成11年度、平成12年度）</p> <p>グリーン購入法特定調達品目について、ユニフォーム・作業服などに加え、平成13年度にはふとんも再生PET樹脂を用いた繊維製品として指定された。</p> <p>繊維の商品見本市（「ジャパン・クリエーション」）や、リサイクル製品の見本市（「エコプロダクツ展」）の場を活用して、再生繊維を用いた繊維製品の展示活動を実施。（平成13年度）</p>	<p>・現在開催中の「繊維製品3R推進会議」において、繊維関係事業者等による自主的なリサイクル等3Rの推進のため、繊維関係事業者等に対し自主的なアクションプラン策定の検討を依頼中</p> <p>・引き続き情報化の普及・啓発に努める。</p> <p>・複数の素材で混紡・交織された繊維製品を素材ごとに分離・分解するとともに、再商品化するための技術の開発を推進。</p> <p>・今後とも積極的に開発の取組みを進めていく。</p> <p>・今後技術開発のみならずサーマルリサイクルに対する理解が得られるよう努める。</p> <p>・左記事業により開発されたりサイクル技術の応用・拡充による用途開発を推進。</p> <p>・グリーン購入法・特定調達品目へ再生PET樹脂を原料とした繊維製品を指定することにより、官公需による調達の一層の促進を図る。</p> <p>・リサイクル製品に対する消費者の理解の増進と普及のための啓蒙・広報活動を推進。</p>

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
27. 潤滑油	<p>潤滑油のリサイクルを推進する観点から、（社）潤滑油協会を中心として、使用済潤滑油の処理実態の明確化を図りつつ、以下の取組を実施する。</p> <p>1. 潤滑油関係業界団体の連携強化及び広報、啓発活動等の拡充 （社）潤滑油協会、全国工作油剤工業組合、全国オイルリサイクル協同組合等の関係業界団体の連携を強化し、潤滑油ユーザー、機械メーカー等に対して使用済潤滑油の分別回収に係る積極的な広報・啓発活動を推進して、理解と協力の促進を図る。</p> <p>2. 非塩素系潤滑油への転換の推進 潤滑油ユーザーの理解と協力の下に、塩素系潤滑油（塩素を含有する添加剤使用の潤滑油）について、技術的代替性がないもの等を除き、平成14年度を目途に非塩素系潤滑油の製造及び使用転換に向けた取組を推進する。</p> <p>3. 使用済潤滑油の分別回収の促進 潤滑油ユーザーが塩素系潤滑油を容易に識別して分別し、適正な処分を行うことができるよう、塩素系潤滑油の製造事業者において、容器に塩素系潤滑油であることを表示するラベルの貼付を平成13年度から開始する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（社）潤滑油協会に潤滑油リサイクル対策委員会を平成11年7月に設置。 ・平成11年度より、潤滑油リサイクル対策委員会のもとで使用済潤滑油の実態調査を実施し、現状把握、問題点抽出を実施。 ・平成12年度より、（社）潤滑油協会、全国工作油剤工業組合、全国オイルリサイクル協同組合等の関係業界団体の連携を強化。 ・潤滑油ユーザーにおける使用済潤滑油の分別回収を促進するため、平成12年2月にSS、整備工場等を対象にした、リーフレットを作成し配布。 ・平成12年度より、塩素系潤滑油（塩素を含有する添加剤使用の潤滑油）から非塩素系潤滑油への転換に向け、潤滑油メーカーによる非塩素系潤滑油の製造拡大及びユーザーへ協力依頼による非塩素系潤滑油の使用を推進。 ・潤滑油ユーザーが塩素系使用済潤滑油の分別回収を促進するため、平成13年2月から一般工場等を対象にしたパンフレットを作成し配布するとともに、平成13年4月より塩素系潤滑油容器への表示ラベル貼付を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ・（社）潤滑油協会、全国工作油剤工業組合、全国オイルリサイクル協同組合等の連携を更に強化。 ・塩素系潤滑油（塩素を含有する添加剤使用の潤滑油）から非塩素系潤滑油への転換に向けた取組の推進を継続。 ・使用済潤滑油のユーザーにおける分別回収を促進するため、現場向けのポスターを作成し配布するとともに、塩素系潤滑油容器への表示ラベル貼付は今後も継続実施。

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
28. 電線	<p>1. 回収のための措置 電線ユーザー及び非鉄金属回収業団体等の連携により、機器用電線、自動車用ハーネス等の回収システムを構築することについて検討する。また、シュレッダーダストからの効率的な銅分回収技術を開発する。</p> <p>2. リサイクルのための措置 電線の銅、塩ビ等のプラスチック被覆材のそれぞれについてリサイクル目標の設定を検討する。また、電線供給、回収・リサイクルの連携システムについてLCAの観点からの環境への影響の低減について検討するとともに、リサイクル技術の開発を推進する。さらに、リサイクルしやすい電線の設計やプラスチック被覆材の材質表示の可能性について検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電線ユーザー業界（自動車、家電）における電線リサイクルの現状や関心事項等の調査を実施した。 ・電線ユーザー及び非鉄金属回収業団体等の有識者を集めて電線リサイクルに対する意見交換会を開催した。 ・平成12年度～13年度「産業技術実用化開発費補助事業（NEDO）」において、電線リサイクル技術である「廃電線被覆材の架橋ポリエチレンのワックス化」の技術開発を実施した。 ・平成12年度「省資源・再資源化委託費」において、電線リサイクル技術である「廃電線被覆材の高純度分離方法」の技術開発を実施した。 ・廃電線リサイクル処理事業者に対するアンケートを行い、廃電線リサイクルの実態を調査した。 ・平成13年度経済産業省委託事業として「電線・ケーブルのリサイクルの実態調査」を実施。家電、自動車に使用されている電線の回収量、回収ルート等の実態を調査し、マテリアルフローを作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き調査を実施する。 ・平成14年度経済産業省委託事業として引き続き「電線・ケーブルのリサイクルの実態調査」を実施する。 ・機器用電線、自動車用ハーネス等の回収を促進するため、機器、自動車等の回収リサイクルシステムから廃電線が適切な形態で解体・排出されるよう、家電、自動車等のリサイクル推進活動への協力方法を検討する。 ・平成14年度経済産業省委託事業として「廃電線リサイクル処理の副産物として発生する被覆材廃棄物のモデル循環システムの調査研究」を実施する。被覆材の発生状況を調査し、リサイクルにおける課題を抽出、より実効的かつ効率的な循環システムを検討する。 ・引き続き、電線リサイクル技術の検討と研究開発を更に推進するとともに、その他の課題へ対応するための検討を継続する。

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
29. 建設資材	<p>建設資材製造業においては、建設廃棄物の発生抑制、分別回収、リサイクルに資するため、各建設資材ごとに以下の対策を講ずる。</p> <p>1. 木質系建材 (1) 繊維板・パーティクルボード 建設発生木材のリサイクルを促進するため、繊維板・パーティクルボードの製造業を資源有効利用促進法の特定再利用業種に指定することも視野に入れ、検討を行う。</p> <p>繊維板・パーティクルボードへの建設発生木材系チップの原料混入率の向上に関する知見を得るため、調査研究等に取り組むとともに、公的建築物や民間住宅等への繊維板・パーティクルボードの利用拡大を要請していく。また、調査研究等の成果を基に、技術開発及び受入体制の整備等を推進する。</p> <p>2. 窯業系建材 (1) 石こうボード 解体系廃石こうボードのリサイクル促進に資するため、用途拡大に向けた技術開発を推進するとともに、土壌還元剤やセメント等への活用について関係業界に協力を要請する。</p> <p>新築系廃石こうボードのリサイクル促進に資するため、石こうボードの製造業を資源有効利用促進法の特定再利用業種に指定することも視野に入れ、技術開発及び受入体制の整備等を推進する。</p> <p>(2) 窯業系サイディング 窯業系サイディングについて、関係業界との連携を図りつつ、長寿命製品の普及、製品の耐久性を向上させるための施工方法の普及に努める。</p> <p>業界団体等において、解体時に他材料との分離が容易である金具留工法の普及を推進する。また、新築現場から廃棄された端材をセメント原料として利用するためのリサイクル技術の研究開発を推進するとともに、再度窯業系サイディングへリサイクルする可能性について検討する。</p> <p>(3) A L C パネル（軽量気泡コンクリートパネル） A L C 建築物の耐久性の向上、長寿命化の指針となる「A L C パネル現場タイル張り工法指針（案）・同解説」及び「A C L 外壁補修工法指針（案）・同解説」について関係業界に対し普及を行う。</p>	<p>繊維板・パーティクルボード製造業を資源有効利用促進法の特定再利用業種に位置付けることも視野に入れつつ、以下（ ）についての検討を実施した。</p> <p>日本繊維板工業会内に環境対策委員会を設け、平成12年10月に資源の有効利用対策等を含めた「環境宣言」の取りまとめを実施した。また、原料使用実態調査を実施し、環境宣言における目標値として、平成17年までに建築解体廃木材の利用率50%を設定した。（建築解体廃木材利用率：50.6%：平成13年）</p> <p>化粧繊維板、化粧パーティクルボードの再資源化についての研究開発を実施した。</p> <p>M D F の再資源化についての研究開発を実施した。</p> <p>(社)石膏ボード工業会内に廃石こうボード対策専門委員会を設け、解体系廃石こうボードの再資源化技術開発を実施した。また、用途拡大に向け、土壌還元剤の可能性について検討、さらにセメント等にも活用すべく、関係業界に協力を要請した。</p> <p>新築系廃石こうボードについては、石こうボード製品への廃石こう混入率向上のための研究開発、リサイクルシステムの検討のための廃せっこうボード実態調査を実施した。</p> <p>窯業系サイディングの耐久性の向上を図るため、関係業界と連携して新たな標準工法を定め、施工説明書等を作成した。また、施工レベルの向上のため、業界において従来より施工士認定制度を実施している。</p> <p>解体時に他材料との分離が容易である金具留工法の普及促進を実施した。また、新築現場から廃棄された端材をセメント原料として利用するための研究開発を実施した。</p> <p>A L C 建築物の耐久性の向上、長寿命化のため、A L C 協会において以下の調査研究を行った。 ・日本建築仕上学会に協力し、耐久性向上の手段として、タイ張り仕上げの信頼性・安全性の確保のための資料作成を行った。 「A L C パネル現場タイル張り工法指針（案）・同解説」の編集（1997年4月）及び改定（2000年4月）</p>	<p>繊維板・パーティクルボード製造業を資源有効利用促進法の特定再利用業種に位置付けることも視野に入れつつ、引き続き検討を実施する。</p> <p>環境対策委員会において、毎年、建設発生木材の利用率のフォローアップ調査を実施する。また、同委員会にW G を設け、繊維板における建築解体廃木材の利用拡大を図るため、異物除去に係る処理能力向上等の技術開発に取り組む。</p> <p>環境対策委員会において建築解体廃木材の利用率の新たな目標値を設定する。</p> <p>引き続き化粧繊維板、化粧パーティクルボード及びM D F の再資源化についての研究開発を実施する。</p> <p>解体系廃石こうボードの再資源化技術開発、用途拡大についての可能性の検討、及び関係業界に協力要請について引き続き実施する。</p> <p>石こうボード製品への廃石こう混入率向上について研究開発を引き続き実施する。また、廃石こうボードのリサイクルシステムにおける中間拠点の設置等を検討する。</p> <p>引き続き、資源有効利用促進法の特定再利用業種に指定することも視野に入れつつ検討する。</p> <p>関係業界とも連携を取り、標準工法等を促進するための普及活動を行う。</p> <p>金具留工法の普及促進を図る。また、新築現場から廃棄された端材を再度窯業系サイディングへリサイクルする可能性について検討する。</p> <p>研究成果としての「A L C パネル現場タイル張り工法指針（案）・同解説」及び「A L C 外壁補修工法指針（案）・同解説」を設計事務所、建設会社への説明用に利用し、A L C 建築物の耐久性の向上と長寿命化を図る。</p>

解体時において建築物からの剥離が容易な乾式工法の普及を行う。

A L C 建築物の分別解体の実態調査を行い、更に新規解体技術について解体日数、コスト等の検証を行う。

廃A L C パネルの軽量コンクリート骨材、セメント原料としてのリサイクル技術の確立に向けた研究開発を推進する。

(4) グラスウール
グラスウールの原材料における板ガラスくず等再生資源利用率（平成11年度82%）の維持・向上を図る。

(5) ロックウール
ロックウールの原材料における高炉スラグ利用率（平成11年度90%）の維持を図る。

(6) かわら
廃がわらの効率的な収集方法、新規リサイクル用途の開拓、リサイクル品と従来品の性能比較等に関する調査研究を実施する。

廃がわらのリサイクルに関する調査研究の結果をユーザー等を含めて広く周知広報し、リサイクル製品の普及に努める。

・日本建築仕上学会に協力し、A L C 建築物の延命化を目的として、既設建築物の劣化状況の調査と補修工法の研究を行った。
「A L C 外壁補修工法指針（案）・同解説」の編集（2000年4月）

A L C 乾式工法（ロッキング構法）普及のため、以下の普及活動を行った。
・建築工事の公的仕様書に乾式ロッキング構法が標準構法として掲載されるよう活動した。
「日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS21ACLA[®] 補工事）」（1998年9月発行）
「建設大臣官房長官繕部監修 建築工事共通仕様書平成13年度版」（2001年4月発行）

A L C の分別解体、異物除去技術に関連して以下の調査を行った。
・A L C 協会と（社）全国解体工事業団体連合会が共同で、A L C 解体についての調査を実施した（平成12年10月）

セメント原料としてのリサイクル技術確立に向け、以下の研究を行った。
・解体現場から排出されるA L C 廃材を中間処理し、セメント原料化するトライアルを実施（1996年9月）。
・解体現場から排出されるA L C の付着物の成分調査を実施（2000年9月）。

グラスウールの原材料における板ガラスくず等再生資源利用率は82%（平成12年度）であった。

ロックウール原材料における高炉スラグ等の利用90%を図った。

ロックウール工業会内に設けた環境委員会において、傘下企業に対して廃棄物リサイクル実態調査を実施した。（製造工程で発生する廃棄物のリサイクル率84.2% 平成12年度）

新規リサイクル用途の開拓のため、廃がわらの下水用セラミック管、雨水の浸透枘への再利用に関する実証実験を行った。
リサイクル園芸窯業製品の開発を図るため、異業種との共同研究を着手した。

2002年4月1日以降は標準構法（日本建築学会建築工事標準仕様書、建築工事共通仕様書等の公的仕様書に掲載されている構法）の中心とするため、業界団体等において資料の整備を行う。

既存A L C 建築物の分別解体を目的とした研究を日本建築仕上学会に協力して行う。
「A L C パネルを用いた建築物の解体工法の研究」（2001年11月1日～2003年3月31日）

（社）セメント協会と連携し、セメント原料受入れのための条件確認を行う。
・分別が困難な付着物（吹付け材、シート防水の接着剤、タイル等）のセメント原料化の可否を確認する。
・受入れのための性状や大きさを確認し、中間処理の方法と委託先を捜す。
・解体 中間処理 セメントリサイクルの流れをトライアルで検証し、問題点の抽出、コスト分析を行う。

グラスウールの原材料における板ガラスくず等の安定的調達により、再生資源利用率（平成12年度：82%）の維持向上を図る。

引き続きロックウール原材料における高炉スラグ等の利用90%を図る。

ロックウール工業会内にリサイクルWGを設置し、新築及び解体現場から廃棄される廃材に係るリサイクルシステムの構築に向けた検討を実施する。

廃がわらの効率的な収集方法、新規リサイクル用途の開拓、リサイクル品と従来品の性能比較等に関する調査研究を引き続き行う。
廃がわらのリサイクルに関する調査研究の結果をユーザー等に周知広報し、リサイクル製品の普及に努める。

3. プラスチック建材

塩化ビニル製建材のリサイクルを促進するため、以下の事項を実施する。

塩ビ製管・継手

）硬質塩ビ管・継手製造業については、資源有効利用促進法の特
定再利用業種に指定されたことを踏まえ、計画的にリサイクルを
推進するとともに、技術開発及び受入体制の整備等を推進する。

）硬質塩ビ管について、資源有効利用促進法の指定表示製品に位
置づけられたことを踏まえ、リサイクルを促進するための表示を
徹底する。

塩ビ製サッシ

）塩ビ製サッシを効率的にリサイクルするための研究開発を推進
するとともに、塩ビ製サッシのリサイクルシステム構築のための
回収に係る具体的手法等のついて検討を行う。

）塩ビ製サッシについて、資源有効利用促進法の指定表示製品に
位置づけられたことを踏まえ、リサイクルを促進するための表示
を徹底する。

塩ビ製雨樋

塩ビ製雨樋について、資源有効利用促進法の指定表示製品に位置
づけられたことを踏まえ、リサイクルを促進するための表示を徹底
する。

塩ビ製床材

）原材料における使用済み塩ビ製品（農業用ビニルフィルム等）
の使用比率を30%に向上させるよう関係各社において努める。

）解体時に分離容易な簡易接着タイプ製品の普及促進を図る。

）モルタルとの分離技術の開発等を中心に、床材to床材のリサイ
クル技術の研究開発を推進する。

塩ビ製管・継手

）使用済み硬質塩ビ管・継手のリサイクルを促進するため
以下のことを実施した。

- ・リサイクル協力会社を、15社18拠点から16社21
拠点に増強した。また、中間受入場も全国に32拠点を
設置し、その結果沖縄県を除く全都道府県に最低1カ所
の受入拠点が出来た。
- ・リサイクル協力会社3社に、受入対象製品及び量の拡大
のために、粉碎機の設備支援を実施した。これで、設備
支援は累計12社となった。
- ・平成13年9月に再生管の協会規格としては3番目の
「下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管（RS-U）」AS62を制定した

）硬質塩化ビニル管が資源有効利用促進法の指定表示製品と
して指定されたため、表示方法を定め実施した。

- ・表示方法は硬質塩ビ（無可塑Unplasticized）であること
を示すため「-U」を追加して「PVC-U」とした。
- ・協会会員会社11社及び賛助会員であるリサイクル協力会
社5社は、平成13年10月より塩ビ管に材質表示を実施
している。

）塩ビ製サッシを資源有効利用促進法の指定表示製品に位置
づけるよう次の検討を実施した。

- ・塩ビ製サッシの表示案「PVC」や表示方法について検討を
実施し、平成14年4月1日出荷分よりプラスチック工業
会、日本サッシ協会の会員各社において表示を実施し
た。

）プラスチックサッシ工業会と日本サッシ協会が合同でリ
サイクルWGを設置し、廃サッシの現状の把握や収集拠点等
リサイクルへの取組方について検討を実施した。

）廃サッシをサッシにリサイクルする実証試験として、材質
の異なる廃サッシを材料にしたサッシの試作品を作成した。

）塩ビ製雨樋を資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づ
けるよう次の検討を実施した。

- ・塩ビ製雨樋の表示案「PVC」や表示方法について検討を実
施した。
- ）最善のリサイクルシステムを構築するため、茨城県に限定
してリサイクルのモデル実験を開始した。

）原材料中の塩化ビニル樹脂における使用済み塩ビ製品（農
業用ビニルフィルム等）の使用比率を現行（20%程度）に
比べ10%程度向上させる技術について、関係各社にて検討を
行い、使用比率の向上の可能性が得られた。

）解体時に分離容易な簡易接着タイプ製品の普及促進を図っ
た。また、非接着タイプの置き敷き床材の開発を実施した。
）モルタルとの分離技術について(社)日本建材産業協会にお
いて設置されている建材再製品化調査委員会において、実験
を開始した。

）使用済み硬質塩ビ管・継手のリサイクルを促進
するために、以下のことを実施した。

- ・リサイクル製品（再生管3品種）の普及活動と
して、次の活動を実施する。
グリーン購入法特定調達品目への応募
官庁、自治体、団体等の標準仕様、特記仕様
への記載を要請する。
全国のユーザーへのPRを実施する。
- ・リサイクル材持ち込みの働きかけを行う。
自治体、ゼネコン、住宅メーカー、中間処理
会社、管工事会社等へのリサイクルシステムの
PR。
- ・再生技術開発を推進する。
使用済み塩ビ管・継手がリサイクルしやすい
ように、従来紙や他材質を使用していたラベル
を硬質塩化ビニルラベルへ切り替えることを検
討する。

）具体的な表示方法を検討し、関係業者への周
知徹底等を行う。

）リサイクルWGにおいて、塩ビ製サッシのリ
サイクルシステム構築のため、実際に解体現場
より排出された塩ビサッシを使用し、分別、粉
砕の具体的手法や施設について引き続き検討を
行う。
）建築物から回収した廃サッシを効率的にサッ
シにリサイクルするための技術について量産レ
ベルでの実証試験を引き続き行う。

）具体的な表示方法を検討し、必要な設備等の
準備に着手するとともに、関係業者への周知徹
底等を行う。

）茨城県でのモデル実験の結果を踏まえシス
テムの改善を図っていく。

）原材料中の塩化ビニル樹脂における使用済み
塩ビ製品（農業用ビニルフィルム等）の使用比
率が30%程度になる品種を増加させる検討を関
係各社にて行う。

）解体時に分離容易な簡易接着タイプ製品の普
及促進を図る。また、非接着タイプの置き敷き
床材の開発を引き続き実施する。
）モルタルとの分離技術の開発等を中心に、廃
床材から床材のリサイクルの可能性について引
き続き検討を行う。

）塩ビ製床材について、資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、リサイクルを促進するための表示を徹底する。

塩ビ製壁紙

）内装仕上げ材料の分別システムの構築やリサイクル技術の開発等について関係業界において検討を行う。

）塩ビ製壁紙について、資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、リサイクルを促進するための表示を徹底する。

4. 金属系建材

(1) 金属屋根

金属屋根について、長寿命製品の普及促進を図る。

解体時に分解しやすい易リサイクル製品開発の可能性について関係業界において検討を行う。

(2) アルミサッシ

易リサイクル製品の開発等について関係業界において検討を行う。

(3) 金属サイディング

金属サイディングについて、長寿命製品の普及促進を図る。

解体時に分解しやすい易リサイクル製品開発の可能性について関係業界において断熱材と金属の分離技術等を中心に検討を行う。

5. その他

畳（建材畳床）

建材畳床のリサイクルシステム構築について、関係業界において検討し、平成13年度中に方向性を示す。

）塩ビ製床材を資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけるよう次の検討を実施した。
・塩ビ製床材の表示案「PVC」や表示方法について検討を実施した。

）塩ビ製壁紙の分別、回収システムの実験事業の検討をメーカー、流通、施工業者とで検討を行った。廃塩ビ製壁紙を原料としたボード、ブロック等の開発を行い、屋上緑化資材としての軽量化の研究を進めた。

）指定表示製品の表示については、壁紙を剥がした後も識別できる特許をメーカー各社で実施契約を締結し、リフォーム、解体時の識別、分別に役立つ配慮を進めた。
・壁紙の裏面材料の裏打ち紙（製紙メーカー）に直接印刷を依頼して表示の均一化を図る。

耐食性の高いめっき鋼板を使用した長寿命製品の普及促進を図り、使用比率を50%以上に高めてきた。

解体時に容易に断熱材を分離できる製品開発の可能性について、関係業界において検討を実施し、金属板・断熱材の分離型製品が開発されている。

環境問題対策委員会において、不純物除去方法等の廃サッシ分別利用技術について検討を実施した。

耐食性の高いめっき鋼板を使用した長寿命製品の普及促進を実施した。現在、耐久性の高いめっき鋼版の使用率が増加した。

解体時に容易に断熱材を分離できる製品開発の可能性について、関係業界において検討を実施し、断熱材と金属の分離技術等について分別プラントにより実験を行った。

建材畳床の部材メーカー5社が設立した化学畳総合リサイクルセンターの支援により、中京地区に畳リサイクルシステムを構築した。
経済産業省平成13年度廃棄物再資源化推進委託事業（化学畳モデルリサイクルシステム調査）を実施。技術的、経済的課題を抽出評価した。

）具体的な表示方法を検討し、関係業者への周知徹底等を行う。

）回収実験を繰り返し実施してシステムの完成度を高める。

ゼネコン、施工業者等では、例えば、地域限定などから進めてみるが、場合によっては広域再生利用に関する特例措置の検討を計画したい。

）流通、ゼネコン、施工等種々手関係業者に表示目的のPR活動を進める。

耐食性の高いめっき鋼板を使用した長寿命製品について、引き続き普及促進を図る。

易リサイクル製品開発の可能性について、関係業界との協力体制を図りつつ、コスト面、環境への影響等を考慮しながら引き続き検討を行う。

アルミ廃材のリサイクル性を向上させ、スクラップの使用比率を高めたアルミ製品が、市場で評価されるようなアルミ締結部材について検討を行うとともに、関連業界との協力体制の構築のもと引き続き今後のリサイクルの取組に関する検討を行う。

耐食性の高いめっき鋼板を使用した長寿命製品について、引き続き普及促進を行う。

易リサイクル製品開発の可能性について、関係業界との協力体制を図りつつ、断熱材と金属の分離技術等について引き続き検討を行う。

首都圏、大阪地区における化学畳リサイクルシステムの構築を検討する。
各地に畳リサイクルシステムについての広報活動を行い、普及促進を図る。

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
30. 浴槽及び浴室ユニット	<p>浴室ユニットについて、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を促進する。</p> <p>(1) リデュース・リユース・リサイクルに配慮した設計を進めるための製品アセスメントマニュアルを平成13年度中に作成し、各事業者において製品アセスメントを実施する。 また、設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する。</p> <p>(2) 資源の有効な利用を促進するための表示方法について検討を推進する。</p> <p>(3) 浴槽及び浴室ユニットに関する団体（キッチン・バス工業会、（社）強化プラスチック協会浴槽部会、日本樹脂浴槽工業会、日本設備ユニット工業会）が上記措置に共同で対応するために設置した「浴槽・浴室ユニット3R検討委員会」において、引き続き3Rを推進するための方策の検討を促進する。</p>	<p>・資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に位置づけ、リサイクル配慮設計を促進していくため、浴槽及び浴室ユニットに関連する3団体が協力して、「浴槽・浴室ユニット3R検討委員会」を設置し、製品アセスメントマニュアルを制定した（平成13年6月）。</p> <p>・製品アセスメントマニュアル作成のために設置した検討委員会が当初の目的をほぼ達成したが、残された懸案を継続して効果的に検討するために「浴槽・浴室ユニット3R推進委員会」として継続的に検討を行っている。</p> <p>・多くのメーカーで主要な材料であるFRPについては、（社）強化プラスチック協会においてリサイクル実証事業を実施。</p> <p>日本樹脂浴槽工業会、日本設備ユニット工業会が、平成13年11月に合併し、「日本浴室ユニット工業会」となった。</p>	<p>・本製品アセスメントマニュアルに基づき、引き続き、取組を促進する。</p> <p>・浴室ユニット製品アセスメントマニュアル（平成13年6月制定）については、各社の取組を更に促進させるため、平成14年度中に改定を予定。（リサイクル配慮設計の成果事例の追加、解体時の分別・リサイクルのための情報提供方法についての標準化）</p>

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
31. システムキッチン	<p>システムキッチンについて、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を促進する。</p> <p>(1) リデュース・リユース・リサイクルに配慮した設計を進めるための製品アセスメントマニュアルを平成13年度中に作成し、各事業者において製品アセスメントを実施する。 また、設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する。</p> <p>(2) 資源の有効な利用を促進するための表示方法について検討を推進する。</p>	<p>製品アセスメント普及分科会（WG）を結成。普及資料の新規作成の検討を進め、「システムキッチン・浴槽ユニット製品アセスメント普及資料」としてまとめた。</p>	<p>製品アセスメント普及分科会（WG）を結成。普及資料の新規作成の検討を進め、「システムキッチン・浴槽ユニット製品アセスメント普及資料」としてまとめた。 今後、同資料により製品アセスメントを引き続き実施。</p>

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
32. 携帯電話・PHS	<p>1. 平成13年4月より開始した携帯電話・PHS端末に関する以下の取組（「モバイル・リサイクル・ネットワーク」）を講じることにより、使用済端末の回収・リサイクルの促進を図る。</p> <p>(1) 全国の携帯電話・PHS専売店約7,000店舗における事業者ブランド及びメーカーブランドを問わない使用済端末の回収の実施</p> <p>(2) 使用済携帯電話・PHSの無償回収を実施している店舗であることを示す統一ステッカーの上記店舗での表示</p> <p>(3) 上記(1)、(2)の内容のパンフレット、請求書同封チラシ、取り扱い説明書、各社ホームページ、各社新聞広告等への記載</p> <p>2. 製品全体のリデュース、リユース、リサイクル配慮設計（有害物質の使用削減を含む）を推進するため、「携帯電話・PHSの製品環境アセスメントガイドライン」（平成13年3月策定）を指針として、製品アセスメントを実施する。</p> <p>3. 小形二次電池を使用する機器として資源有効利用促進法及び指定再資源化製品を部品として使用する製品に位置づけられたことを踏まえ、上記1.2.の取組を推進すること等により、以下の取組の実現を図る。</p> <p>(1) 携帯電話・PHS端末に使用する小形二次電池の回収・リサイクルを容易にするため、端末機器からの取り外しの容易化、端末機器本体及び取扱説明書への小形二次電池使用機器であることの表示等を徹底する。</p> <p>(2) 携帯電話・PHS端末に使用する小形二次電池の排出抑制を促進するため、電池負荷の少ない製品の開発等を推進する。</p> <p>(3) 業務に際して取り外した使用済小形二次電池を確実に再資源化業者に引き渡す。</p> <p>(4) 設計・製造での取組状況を公表する方策について検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社団法人電気通信事業者協会と情報通信ネットワーク産業協会（旧：通信機械工業会）は、携帯電話・PHSにかかる資源の有効利用について共同して取り組んできた。 ・ 回収については、平成13年度から、社団法人電気通信事業者協会と携帯電話・PHS事業者が、ブランド名に関係なく使用済みの携帯電話・PHSの使用済端末・小形二次電池・充電器を全国の約8,000店（平成14年3月末現在）のキャリア・ショップで回収する「モバイル・リサイクル・ネットワーク」を開始しており、その実績は以下のとおりである。 ・ <平成13年度実績> ・ 携帯電話 / PHS本体 回収実績：13,107,173台、798 t <回収率：35.2%> ・ 二次電池 回収実績：11,788,051個、264 t <回収率：31.7%> ・ 充電器 回収実績：4,230,521台 361 t <回収率：11.4%> ・ 使用済携帯電話・PHSの無償回収を実施している店舗であることを示す統一ステッカーを上記の店舗で表示している。 ・ なお、マークについては、商標（第42類）登録済（登録第4551871号） ・ 上記内容のパンフレット、請求書同封チラシ、取り扱い説明書、各社ホームページ、各社新聞広告等への記載をしている。 ・ リデュース、リユース、リサイクルについて、情報通信ネットワーク産業協会が「携帯電話・PHSの製品環境アセスメントガイドライン」を制定し（平成13年3月）、メーカーにおける指針として製品アセスメントを実施する等の対応を進めている。 ・ 「携帯電話・PHSの製品環境アセスメントガイドライン」において、小形二次電池の端末機器からの取り外しの容易化等を製品設計上の評価項目としている他、表示についても、情報通信ネットワーク産業協会が平成14年1月に「小形二次電池を使用する通信機器の表示に関するガイドライン<携帯電話・PHS運用編>」を制定し、社団法人電気通信事業者協会と共同で運用中。 ・ 携帯電話・PHS端末に使用する小形二次電池の排出抑制を促進するため、メーカーとキャリアが電池負荷の少ない製品の開発等を推進している。 ・ 「モバイル・リサイクル・ネットワーク」で実施している。 ・ 社団法人電気通信事業者協会と情報通信ネットワーク産業協会が継続検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者ブランド及びメーカーブランドを問わない使用済端末回収の継続的な実施。（キャンペーン等の実施） ・ 再資源化処理現場等の実態調査。 ・ 3G端末の普及に伴う、課題抽出と検討。（回収率向上施策の継続検討及び回収率定義の見直し） ・ 引き続き実施 ・ 引き続き実施 ・ 携帯電話・PHS端末に使用する小形二次電池の排出抑制を促進するため、さらに電池負荷の少ない製品の開発を促進し、設計・製造における取組状況を公表する方策について検討を進める。 ・ 引き続き実施 ・ さらに電池負荷の少ない製品の開発を促進 ・ 引き続き実施 ・ 引き続き検討

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
33. 蛍光灯等	<p>1. 社団法人日本電球工業会が作成した「ランプ及び安定器・製品アセスメントマニュアル」（平成4年7月）について、リサイクルに配慮した設計に加え、蛍光灯の小型化、長寿命化、水銀使用量の削減を更に推進するため、平成13年度中に当該アセスメントマニュアルの見直しを実施する。</p> <p>2. 自治体による回収・リサイクルの支援、広報・普及活動の実施及びリサイクル技術の開発等の取組を推進することにより、回収率の向上を図る。</p> <p>使用済蛍光灯の処理に関する自治体からの問い合わせ等に対応するため、（社）日本電球工業会内にリサイクル相談窓口を設置する。</p> <p>リサイクル事業者等に対して、適宜、回収・リサイクルの促進及び技術開発に有用な種々の情報を提供し、処理技術の向上を図る。</p> <p>3. 高効率化を進め、一層の省エネルギー化を促進する</p>	<p>1. 左記「アセスメントマニュアル」の見直しを実施した。</p> <p>2. 各方面からの問い合わせに対し、日本電球工業会内に相談窓口を設置し、問い合わせに対応した。</p> <p>3. 高効率光源の普及・PRのために、「あかりの日委員会」を主催するとともに、「建築環境・省エネ機構」の照明WGに参画し、省エネ照明基準に高効率光源を盛り込む活動を推進した。</p>	<p>1. 左記「アセスメントマニュアル」を完成させる（平成14年9月）。</p> <p>2. 左記を継続推進するとともに、日本電球工業会において、使用済み蛍光灯の回収に関しインターネットホームページによる広報を開始する（平成14年12月）。また、同工業会内の委員会活動を通じて、使用済み蛍光灯を回収するに当たっての諸問題を検討する。</p> <p>3. 省エネルギー化については、左記普及活動を継続推進する。</p>

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
34. 自動販売機	<p>1. リデュース・リユース・リサイクル対策の推進</p> <p>(1) 平成9年4月に制定した日本自動販売機工業会の自主基準である「製品アセスメントマニュアル」に基づき、設計段階での製品アセスメント（有害物質の削減を含む）の実施を促進するとともに、リユース容易な設計、リデュースに配慮した設計を行うよう本マニュアルの見直しを検討する。</p> <p>(2) リデュース・リユースの促進を図るため、自動販売機本体の構造改善による長寿命化、素材や部品の標準化・モジュール化、分解容易性等を推進する。</p> <p>(3) プラスチックの使用用途及び種類を調査し、種類数の削減、材質表示について検討する。</p> <p>(4) 日本自動販売機工業会、日本自動販売協会、全国清涼飲料工業会、日本自動販売機保安整備協会が制定した「自販機の適正廃棄マニュアル」（平成13年2月改定）に基づき、リサイクルの向上とフロン回収等の適正処理に努める。</p> <p>2. 技術開発の推進</p> <p>使用済自販機の素材、部品に関して、関係業界との協力の下にリユース・リサイクルの促進のため、構造等の技術開発を推進する。</p> <p>3. 取組の公表</p> <p>業界のリデュース・リユース・リサイクルに関する取組状況を公表するとともに、関係者への啓発・PRを実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成9年4月に制定したリサイクル中心の「製品アセスメントマニュアル」の見直しを実施し、リユース、リデュースを配慮した内容に改定した。（平成14年3月） ・ WGを設置し、再使用を考慮できる部品のリストアップ作業を行っている。 ・ 各社のプラスチックの使用用途及び種類を調査し、その実態を把握しているところ。 ・ フロン回収セミナーの実施（東京、大阪）。 ・ 季刊誌による適正回収処理の広報。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品アセスメントに関する各社の取組状況とその効果を明らかにする方策を検討する。 ・ リストアップした再使用部品を新規製品に組み込むためには、ユーザーや整備事業者などの理解と協力が必須であることから、流通を含めた広い範囲での具体的な課題を抽出し、具現化に向けた検討を進める。 ・ 材質表示の実施基準等の制定について検討する。 ・ 分解容易性等の具体化について検討する。

品 目 名	現行ガイドライン（平成13年7月12日改定）	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
35. レンズ付フィルム	<p>1. リデュース・リユース・リサイクル対策の推進 使用済レンズ付きフィルムについては、理想的なクローズドループリサイクルとしてこれまで進められてきたリユース・リサイクルに関する取組を推進するとともに、商品企画・設計段階から、省資源化（リデュース）し、リユース・リサイクル容易な設計を行う。</p> <p>2. 回収の促進 回収を一層促進するため、現像所等の協力者を増加させ、より確実な回収システムを構築する。</p>	<p>1. 回収率アップに努めるため、主要メーカーによる「レンズ付フィルムリサイクル委員会」を写真感光材料工業会内に設置。（平成13年9月）</p> <p>2. 啓蒙活動 ガイドライン製品化・回収率向上のため写真業界団体（「全日本写真材料商組合連合会」、「全日本カラーラボ協会連合会」等）と写真業界誌16社に協力要請文を送付・掲載。各種啓蒙活動の実施（例；クリーンジャパンセンターの「総合学習の時間」13年度環境問題実験校のレンズ付フィルム循環工場の見学、日本科学未来館での展示）</p> <p>3. 各メーカーとも該当製品について、アセスメントを実施 易分解構造設計 共通部品化等使用材料の統一 コンパクト化による省資源化設計</p> <p>4. 詰替品への対応 「全日本カラーラボ協会連合会」による現像戻り詰替え品の調査 （可能な相手に対し）法的措置の実施</p>	<p>1. 共同キャンペーン実施を検討中 （例；統一ステッカーの掲出）</p> <p>2. 更に実施</p> <p>3. 更に実施</p> <p>4. 詰替え製品の発売元・販売元への警告・提訴の実施</p>